

〔編者曰ク此ノ「諸人開帳參詣人縁起」ハ「上」「下」ニ分レ各一枚摺ニテ
板行サレシモノナルガ原本ハコレヲ三丁半ニ互ツテ貼り付ケアリ〕

寛政 四 壬子

一 御城代 牧野備前守殿

一 今年西御町奉行

思召ニ付大坂三郷町々時の太鼓を相止メ拍子木ニ而時を知らしむ
大坂の市中何となく物淋しく相成いて夜中遙ニ太鼓の音幽に聞ゆる事三郷共鄰町のやうに覺ゆ狐狸の所爲
ならん其後寛政八年拍子木相止ミ元トのごとく太鼓ニ相成い

一 正月 天王寺ニ筭生ス

天王寺東門の外牛頭天王社の東百性の裏藪の中に正月十一日雪一尺斗り積りし中より筭貳本生ズ 長サ 八寸餘
マハリ 六寸餘

一 正月十六日 西宮浦ニ而大鱈ヲとる

大ぶか長サ二丈五尺全身浮黒く鱗なくして皮の厚キ事三寸眼至て少ク口ノ濶サ二尺五寸上唇鼻の下ニありて
牛に似たり齒細ニ而三四通り鮫のごとし背の肉鱗たかきこと五尺厚サ五寸腹灰色にて砂すり缺前四尺後二尺
餘ならび鯨の多計利のごときものあり出ること三尺水中ニて開合ス鯢五通り累り中の箴淺紫色尾の岐七尺餘
周リ太キ所ニ而一丈五尺其肉黄白色にして活動こと一晝夜これを見んと人々濱邊に羣をなす其後六日を経て
大坂に出シ道頓堀ニ而見せたる後京都にも至る此重サ一千貫目餘と云

或人その形の異なるを以て或は江豚又はのを鯨にやといへ共鯨志を見るに非也三才圖會ニ出ス所の牛

鱧フカの形状ニ粗同じと

- 一 三月 島之内三津寺ニ而勢刃關ノ地藏開長
- 一 五月十六日夜 七郎右衛門町出火

子刻西横堀七郎右衛門町二丁目より焼出シ船場北わき高麗橋すぢ今橋筋過書町梶木町北濱不殘三井吳服店兩替店鴻池一統過半類焼夫よりの島へ飛火天滿へうつり天神社東天滿寺々組屋敷市の側天神橋も半分燒落船場南にては御靈社道修町邊まで翌十七日申ノ刻火鎮ル

- 一 町數 八十九町
- 一 家數 二千三百十軒
- 一 竈數 一萬千八百八十四軒
- 一 土藏 百八十二箇所
- 一 穴藏 六十二箇所
- 一 納屋 百九十七軒
- 一 橋 九箇所 天神はし 堀川はし 天神小はし 樽屋はし せんたんの木橋 淀屋橋 筋違橋 吳服はし 京町はし
- 一 社 三箇所 天滿天神 堀川惠美須 御靈社
- 一 寺 廿九箇所
- 一 道場 九箇所 尊光寺 萬福寺 西善寺 源光寺 淨圓寺 常圓寺 淨教寺 光滿寺 光專寺
- 一 藏屋鋪 十五箇所
- 一 伊達分三郎殿 大川町 花房平吉殿 大川丁
- 一 土岐山城守殿 天滿堀川 宗對馬守殿 天滿十一丁目

- 山崎主税介殿 上中之島町 松平陸奥守殿 同上
- 松平久五郎殿 同 同 越前守殿 同
- 同 義次郎殿 同 同 水戸殿 同
- 松平加賀守殿 同 同 松平隱岐守殿 同
- 松平肥前守殿 堂 島 鍋島加賀守殿 堂島濱一丁×
- 松平内匠頭殿 綿屋丁

- 一 北組惣會所 一箇所
- 一 銅座 一箇所
- 一 長崎俵物會所 一箇所
- 一 東西與力 十三軒
- 一 東西同心 四十四軒
- 一 御弓方同心 十軒
- 一 御附階方 十軒
- 御代官地 川崎村
- 一 家數 四十一軒
- 一 竈數 百九十一軒
- 一 寺 一箇寺
- 同 北野村
- 一 家數 百十軒
- 一 竈數 二百卅二軒
- 一 寺 一箇寺

同 曾根崎村

一家數 四十一軒

一 竈數 三百十六軒

一 死人 三人 男一人 女二人

一 燒米凡

中國米 柴田米 吉田米 庄内米 岡大豆
一萬俵 六千俵 千俵 三千俵 二萬五千俵

船場 東西五百卅五間 南北三百十六間

中之島 東西二百七十八間 南北五十九間二尺

天滿 東西五百卅四間 南北五百五十一間四尺

世俗此火を惣嫁火事といふは西横堀には此頃物嫁多く立居たり然るに騷き客と口論の意趣ばらしとてかの騷客志方屋某といふ材木問屋の軒下へさし火致せし所折ふし風強くかゝる大變ニ及ひしも時節とはいひながら憎ましき事なり 右さし火致せし騷客は此邊之町家の忤也よし

一 津村の柳之事

往古より御靈社内に大木の柳ありしが惜べし今年の火に焼失す 祖寛法師が難波紀行ニ津村の宮ニ至りぬに此社は柳陰の宮として上古よりの宮居にて神木にも柳を植たりし事攝津國の舊記にも見えたり彼宗祇法師が柳陰散らて秋たつ清水哉と詠るも此宮の柳也とそ

渡邊や津むらの宮の柳かけなひくも御代の春の志るしそ

攝津國五景の詠物のひとつ也上古の清水の流れも今は所もさだかならず

按るに御靈社地の西渡邊筋の水道を古くあやめが淵といひ傳ふもしや清水の流れも此邊りにや今も平埜町筋ニ架ヌ石橋をあやめノ橋といふ

因云 近世六月十七日京町堀北詰へ魚商人多く集りて神夏の肴を商ふこれは今年いつものごとく魚商人北邊の氏地を廻りけれ共燒跡にていまだ家建もまばらなるゆへ賣ざるニ付西邊へ渡り羽子板橋北詰へ魚荷をおろして暑さを凌ぐ所へおなじ商人來りて壹人やすミ二人休ミするうち此邊も祭禮の事なれば買人も來りていつしか商内をなしたるが例と成りて毎年魚商人多く集りて市をなす事とは成りぬ

一 天滿南木幡町 常陸屋治右衛門娘みよ 九歳

其母疝症にして刃傷に及ぶを見付て取止メ命を助ケ生涯孝心怠らず

一 天滿北森町 山本屋儀兵衛下人長兵衛忠義

此節忠貞孝子多ク召出され御褒美被置下 事繁ければこゝニ略ス

一 七月 七夕之笹并聖靈會供物を川々へ流ス事停止仰付らるゝ夫故聖靈之供物苧から蓮葉など其町々の會所へ集める事とは成りぬ

一 八月 島之内三津八幡宮石華表建 願主 嵐三五郎

始メは八幡筋本社之正面ニ建い得共後年此處へ南米市場之鳥居を建いニ付佐野屋橋筋の方へ替ル

中山他藏死

五月 北堀江市の側東側ニ新芝居建

其後文化元年子の冬芝居を町家とす今年より十三箇年間芝居相續

一同月 道頓堀ニ而大鱈みせもの

一同所ニ而水豹初て見せる色々藝あつて見物奇妙也といふ 大キサ四尺餘り至て健ニて手を水中へヒレニ而這上り生餌を喰ふどぜうこべたなとあたへれわくわへて水中に入り折々頭を出し
い毛は無之イルカの肌のごとくなめらか灰黒く髭ハ火箸のごとし呼ふ時はヲ、ト答ふ

一同月 京都 松田彌介下ル

此頃までは座敷咄として北の新地大萬島之内ニ筆彦など名人なりしが彌介京より下りて御靈邊ニ而浮世噺を初ム盡しもの洗濯所の訴書など聞人興ズ此風義輕口物真似に在いすれ共諸人よろこび弟子新町桂文治よりいよく賤しく相成ども近世専ら浮世噺は此風義を學ぶ

一 當冬 駿河うたノ親仁娘ニ三絃を弾せて鼓を打歩行

いろいろは覺てナ一筆あけて戀の手本にナ歌がるた戀哥ばかりをよみたして松も紅葉も月雪花も戀といふ字に替らりよ物か夫じや浮名が立わいなよい中そふでござんする

翌年之春中之芝居ニの替り新狂言けいせい楊柳櫻に中山文五郎此するが歌の親仁に打扮鼓の中に寶を隠し山下金作鳴物占ニ而是を見顯ハす件珍しく當りを取たり

一 七月十八日より 大相撲 勸進元 一之濱林藏

右角力中八月三日朝白山新作八ヶ峯と稽古に骨を碎キ即死ス



洗濯所より御申出し之事

一 虱共之義ハ先年相改申置おきい通り不實商賣其外非人しやうもの不性者しやうものなと取付渡世可致いたすべく之所近年甚はなはたみだりニ相成貴人高家并ニとんすちりめんのるい夜着ふとん又うこん染ぞめのるいをはゞからずはいくわい致いたひ段もつての外ニい其上春先はるさきハ花見はなみなど、名付けんぞくを召めしつればひ致いたひ者共あまたこれ有せんしやうもの又ハ女郎ぢやうらうなどハ別べつ而せきめんいたしい段相きこへ 甚はなはた おごりがましくふらち成ル事ニいこれニよつてまへく洗濯所より申おきいへ共こゝろへちがひのもの共これ有ぬいめをくゞりかけをかくしいだん甚はなはた以て不埒うちなる事ニい以來ハはだぎのうらくくハ申スにおよばずはしんくいにおいてもみだりに子をうみ付い事相あれいハむし目がねをもつて相あらため親虱おやまらみハもちろんぶうい縁者えんじやにいたる迄洗濯所においてにへゆをかけさせいなごろしにいたすべきもの也

一 蚤共の義ハ冬春ハはるゑんりよいたし夏斗渡世なつはかりいたすはづの所近年きんねんみだりに相なり四季しよきの差別しやべつなくとびあるき寒中かんちゆうよりかゆがらせいだん虱しらみどうやうにまぎらいしくふらち志こくい別而夏なつハみじかよにせりおこしたびくうぢ付いだん我わがまなるいたしかたにいまへく相ふれいへとも其せついあしばやにとびあるきた、ミのへりあるいハまきあいせなどにかけをかくしいことけついしていたすましくいもし右ていいもの共これあるいにおいてハさつそくゆびさきにておさへとり木まくらいのうへにてはりちりいといいすべきもの也

一 蚊共之義ハのおゆくひんかいのもの共并ニかちやういのほかなるうた、ねのものといまるとせいいたす

はづの所きんねんいたりいにあいなりかちやういのやぶれいハもちろんやすがやなどぬの目あらきをかんかへまのび入いびやうにんとういをもいとハすくらひゆへいそのあとまゆもつとあいなりいなんきいのものあまたこれありべつしてらうじん子いどもひるねいいたしいるいをかんがへいはくちういにはたらきいことさてくふらちいにいまへくハミいもとへこといハりのうへとまりてとせいいたしいことゆへいそのまいにさしおいきい所ちかいごろなんのいこといハりもこれなくおとなしいにあしきへとまりいぞんぶんいのはたらきいいたしいそのうへおいぜいいもいうしあいせくれさういよりつぢいにておといりをもよほしいちらしもやういのゆかたなどいやうにいこしらへおいごりにちやうじいまよいんにゆきいあたりあまつさへ大いだうにてもちをつくこといたをはゞからずい大きやういなるいいたしかたもつてのほかなるいぎにいいらいゆふすいといいたしいハはまいならひにわういらいいのさまたけいにいあいなりもいうさすいやうまへくいのとふりほういふりむしいのころをわすれずおんいびんいにとせいいたすべくいいもしるいはいいものともこれあるいにおいてハまぶいうちハおいがくいずむろいの木をもつてくすべいのこらすいおいいだすいべきもの也

蚤取元年

洗濯所

蚊五月

挽穀立灰汗判

蟲三箇仲間之者へ

乍おそれながらねがひあげたてまつり三箇仲間より口上書

一 蚤仲間之義のみなまハむかしすいにん天王のぎようすもふにめしいだされたるいつものくにのぢうにんのみのすくねのばつようにてございむかし四月にすもふごゑいらんこれありゆそのゑんによりのみの四月とごめんをかふむりそれよりあきのころまできせん上下のへだてなくとせいつかまつりゆへ共いつせつごうよくなるきハつかまつらずゆにつきあとくのさハりハすこしもこれなくゆにちかころまよにんのととりと申だうぐをこしらへとりもちをもつてわれくくなまののどもからめとられゆだんせんばんなけハしくぞんしゆこのぎ御さしとめ下されゆハいごハながどうりうもつかまつらずなつきばかりとせいつかまつりゆなを又きるひ御ふるいのせつきつとたちのき可申ゆ

一 虱なまのぎハけいともこれなきもの、やうにあいなゆへともせんぞハかつらきのかみのこういんあけほの志の、めと申もの、はつようなりいまによあけごとひかしざらととなへゆ事かくれござなくゆ志かれハふゆばかりのとせいにがざらず又きせんへたてもあるまじくゆ所きにんハうこんぞめを御めしなされゆへいつせつたちよりもふさずまたくくばかりへいりこみとせいつかまつりゆ所又々ちかごろハうせひもと申水かねのとくやくをもつて六十日のあいたにわれくく志そのねをたちゆ事はなはだ甚なんおうニゆ被仰渡ゆ事めいくきつと相守申ゆ間何とそうせひもの義御さし留被下ゆやう御願奉申上ゆ

一 蚊なかまのぎハさいへんへまいりとせい仕ゆて町中へまいりゆものハいさ、かの事にございいつかたにても蚊帳めんちやう志ちやうなとをつり用心ようしんきひしくゆへハなかくくたちよりかたくゆかちやうのめをく、りゆ事などハもうとうこれなくゆかちやうめんちやうのほとりをわうらいのせつぬいめふくろびございへバそれより志のび入ゆ事ハくハぬがかなしさのできご、ろにてござい又ひやうにん子ども志ゆなどハかいほうにんうちゆをもつてせいたういたされゆへハたやすくたちよりゆぎなりかたくゆへともかいほうにんのねむりのゆだんゆへできご、ろてせ、りゆこともござい又つぢくくにておどりを仕ゆ事御志かりにあづかりゆこれハ私共下ぐミ仲間にて敷にてとせい仕ゆ所近比所々のやねにおねんかうと申やまひはやりすミかなきゆへはくちうにもごらき所をかんかへうへを志のき申ゆ又たそかれにもちをつきゆ事ハきんらい京のいなかのかたほとりやせやおはらの女あきんどむろのかくすへハいらぬかにやあとうりあるきゆもつばらこれをもとめいへくくにくすべゆへいつかういへの内へ立よりゆ事相成がたくゆニつき犬さへくハぬなつもちをつきあんめうをつなぎ申ゆ三箇仲間のもの共被仰渡ゆおもむきかたく相まもり申ゆ間なにとそむろの蚊かくすへ取もちうせひも右三品を御さしとめ被仰付被下ゆハミやうがのためかゞしら千本虱しちみのかハ五百まいのミのきん玉百五十斤并ニ割わ斧二てうまいねんちたいなく奉差上ゆ間右之段御聞届被下ゆハ有がたく奉存ゆ以上

蚤取元年

蚊五月

蚤仲間惣代 一 足屋飛助判

武仲聞惣代 せすじ町千手くはんをん前 麥つぶや清九郎 判

蚊仲聞惣代 たま水町 棒ふりや蟲之介

幼少ニ付 よゆうせう 大みぞのかい

代判 くらがりや武右衛門 判

御洗濯所様 おんせんたくじよさま

寛政五 癸丑

一 一 堺 波戸 再築

年久しく破損に及び有之今年成就ス

一 二月十九日 坂町心中

千日ニ於てさらす此婦女□□□□多かりしゆへ毛の心中といひふらす其評判高く見物人千日へ羣集せし故其
後心中の男女をさらす事止ム

同月廿一日より角之芝居切狂言東西く今朝の噂といふ一夜付ケに右毛の心中を取組いへ共御差留被
仰付已後一夜付ケ之心中狂言仕聞敷よし嚴敷被仰渡い

一 三月 玉造稻生社正遷宮

一 四月 千日法善寺ニ而大字興行

恕

二百疊餘一字
太トサ五六尺ヨ
リ一丈一貳尺斗

南都藤邑平七
八々歳書之

- 一 四月十七日 東照大權現様御祭禮是迄諸人權現祭といひ來りし所今年より 權現様御祭と可奉稱旨被仰渡ひ數年御治世之恩澤を蒙り罷在ひへばかく可奉稱事也
 - 一 五月 座摩社内ニ而長二尺ノ大鼠見せる
 - 一 當夏 鍋島之濱岸木ニ而夕涼み初ル
 - 一 八月十四日 大坂濱々ニ立ひ惣嫁共嚴敷差止メ
 - 一 九月 兩御番所之溜リニて訴訟人酒のむ事御制禁
 - 一 今年 秋作豐饒ニ付價下直ニ相成
 - 一 十月廿四日 仙臺錢通用止
- 其後折々通用致スもの有之故亦々嚴敷止ル
- 一 西高津新地九丁目 喜八廿二歳 吉松十八歳 兄弟母ニ孝心
 - 立半町 龜市十六歳 みよ十一歳 孝心
 - 酒邊町 源兵衛廿三歳 孝心
 - 何れも御褒美頂戴仕ひ
 - 一 七月廿七日 二代目 三升大五郎死 行年四十六歳

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 今年 手振り扇流行

白地之扇の折目へ墨または紅粉藍などをさして二三度振れば扇面に異形なるすがたあらはる、其さま艸花に似たるものあり劍キなどに似たるもありて一樣ならずこれを興じて諸人翫ふ

一 六月廿二日 御觸書

口達

親子兄弟致和順睦ク相たしミい儀は面々心得可有之義ニい所久離願多いは生得其子之惡心又は教戒を盡シいのミニはなく多くは幼少たる時父母の愛憐ニおほれ教誡を加ひ義薄く我儘に育親類共も惡敷義及見聞い而も見遁し等閑ニ捨置いより習ひ性と成り年長し而父母親類異見をも不相用我意ニつのり蔑ニいたし子として親の歎きをかへりミす剩へ難義をかけ義甚不孝之至リニいすでに孝行之者有之いへは是を稱譽し格別なるをバ江戸表へ及 言上ニ御褒美被下い右之通孝子を致稱美ニ付而は不孝者其儘ニ可捨置事ニは無之い尤久離相願ひは多分戀しの爲にも可有之いへ共久離いたしいへは眼前ニ無宿と成り及飢餓ニ無據惡衰致し重刑ニも行いれ又は乞食非人與成り下り可申い血筋の者如斯可相成を乍存ジ父母親類一同久離相願いハ實情ニ無之久離いたしい而も血脈を絶不申義教誡不行屈惡友等ニ交り放逸増長ニ至り終に父母親類手ニ餘り右之仕義ニ及い段表に顯れ一族共まで耻辱ニ可存事ニい若又猶も戒しめ方可有之與存い而も他人に對しいては別而可及不法義右ニ而ハ父母親類及迷惑い事を存し身のがれ之ため強く力を不盡内及久離い類は別而不實不慈之事ニ扱又子たるもの左のミ不行跡ニも無之所繼父繼母の存念ニ不應筋有之歟又は實子

之愛ニおほれ繼子を可相除工ミ等ニ而不善放埒者與無質^質を申立久離相願ハ杯は有之閒敷ハ共萬一右様之心得違を親類共悉ク同意致シハは是又了簡違ニ久離願不承知之親類は別訴致シ可申ハ相糺可申ニ而ハ且品々教誡をも盡シハ彌々不道及法外ニハ程之惡子武家ニ於ては品ニより討捨ニも致シハ共農工商之類ハ容易ニ可行事ニも無之ハ又實子繼子ニ限らず惡子は久離をも厭ヒ不申却而好ミ可申哉ニハ外ニ懲シ方可有之事ニ而ハ依之先ツ父母親類打寄急度申談親居所之町役人并親類住所之町役人共へも申達右所役人共より親子一族共へも利害申聞厚ク可致教諭ハ其上ニも子たる者於不相改ハニハ氣隨不孝之至リニ而全亂心ニ等しくハ而不埒之筋委細認るに不及懲しめ之爲後悔し平心ニ復シハ迄圍入ニ而も手鎖ニ而も入牢ニ而も右三箇條之内父母親類相對之上所役人差添當人召連訴狀を以可願出ハ聞届可遣ハ檻入手鎖は親類一族共手元ニ差置ハ事故先非を悔平心ニ立歸リハ、早々可申出ハ直ニ差免可遣ハ入牢ハ平心ニ相成ハ體ニハ、出牢手鎖掛ケ引渡可遣ハ聞彌平心ニ復シ身持可相改旨申之無相違存ハ、是又斷出次第手鎖差免可遣ハ右三箇條之内ニ而相濟可申外ニ無據子細も有之久離相願ハ、委細之譯訴狀ニ書顯シ當人召連父母親類并所役人共も差添可罷出ハ糺之上聞届可遣ハ

一 是迄家出或は致脱落行衛不相知子を平日身持不宜ハ故出先ニ而如何様之惡事可致哉難斗由ニ而久離願ハ共此義も不相聞事ニハ惡事も可致程之不慎ものニハ、兼而異見を差加ハ不相用ハ、可申立事ニハ脱落致シハまで捨置ハ段等閑之取斗ニハ可申立程之不行跡者ニ無之ハ、家出致シハ逆後難を可恐ハわれ無之所致脱落ハ逆久離相願ハも全身通と相聞ハ實意を取失ハ次第ニハ

家出致シハ其子細生死之程も可致穿鑿ハ所無其義ハは親子之愛情薄ク不本意成ル取計ニハ實意ニハ、子家出いたし不相見ハ逆早速久離可相願義ニハ無之常例之通脱落届致ハ上所役人共迄斷置永可相尋事ニ可有之ハ能々右之趣共は所役人共にも常々心を用不慈之父母不孝之子無之様可致教導ハ尤家出之子ハ久離ハ相願ハ而も聞届まじくと申事には無之ハ無據子細有之ハ、久離願書ハ委細之譯書顯シ父母親類訴狀ニ名前之有之者共へ所役人差添可罷出ハ是又糺之上聞届可遣ハ且又致家出ハ子久離相願ハ而も脱落届相濟ハ上は宿ハ立戻リハ追出シハ類有之哉ニハ親共へ無斷罷出暫不立歸ハは重々不届故是又懲之ため追出ハ筋ニも可有之ハ共久離不相願分立歸リハ、先宿へ入常例之通取扱可申義ニハ其上ニ而致脱落ハ段心得違ハ旨能々令教戒當人先非を悔相詫父母親類とも詫之趣聞届遣シハ、所役人共打寄以來之所厚ク令教諭可然事ニハ家出致シハを不埒共不相辨後悔をも不致我意ニ募リ捨置かたくハ、當人召連父母親類所役人共差添前文ニ認ハ三箇條又ハ久離ニ而も存寄次第可願出ハ糺之上是又聞届可遣ハ

一 父母親類共ニ於ては久離可願心底無之所所役人共後患を存斗願申勸メ不承知ニハ、家明ケ可願旨申之ハ聞無據久離相願ハ類も有之哉ニ及聞ハ左ハハ所役人共心得違成事ニハ父母親類ハ心付遣シ俱々當人ハ嚴敷數度令教示ハ共不相用其上不埒之筋有之ハ父子挨拶柄ニ不構所役人之事ニハハ一體ニ丁内ニ不埒之者有之ハ其次第可訴出ハ親類ニ久離相願セ町内之放埒もの他所へ出し患を可遁心底勝手かましく相聞ハ不埒之もの久離之上無宿ニ相成ハハ、彌不法相募リ諸人難義ニ可及ハ聞久離願已前其所罷在ハ内取計方所役人共之勘辨可有之事ニハ

丑六月廿二日

龜寫 死

寛政六

甲寅

百八十年

〔編者曰ク原本「百八十年」ノ四字朱書〕

一 今年夏 旱魃

城込八幡山放生會九月十五日ニ延引

一 四文錢 通用之御觸

一 八月 住吉郡杉本村といふ所の池ニ異鳥出ル高サ九尺鳴聲雷のごとし

一 同 堺の沖ニ而八閉餘り之鯨をとる

一 今年 今橋加島屋九藏故障之有之追放

一 三月 切支丹宗門嚴敷御制禁

此時在方より指上い寺請帳之寫

一 切支丹宗門之義ニ付累年御制禁被 仰付いへ共彌以今度御穿鑿ニ付村中小之百姓召仕之男女門屋借家并出家山伏行人虚無僧博士大夫其外穢多乞食非人等ニ至迄悉吟味可仕旨被 仰付當村住居之者壹人も不殘明細ニ吟味仕い處右宗門は不及申上前々邪宗門ニ而轉ひい者并類族之者曾而無御座い依て銘々且那寺請印爲仕申い猶又自今已後無油斷五人組限り相改疑敷宗門之者御座いハ、早速御註進可申上旨被 仰付奉畏い依之村中寺請狀判形差上申い事

一 何れ之門派共誰弟子共不知僧尼有之は可申上の僧俗共尋常共勤行仕の佛具等其外怪敷道具所持仕の者有之いは可申出事

一 面々宗門且那寺判形仕のニ付新且那之義の猶又入念他所之者古郷之且那寺委細ニ吟味仕尤先祖より之且那は勿論疑敷者無御座のニ付判形仕の事

一 他所他村より縁付罷越或は養子并入百姓之義其者之古郷先祖より之宗門名前五人組立會切支丹宗門之類族無御座の哉委細吟味其者之古郷より證文取置の事

一 年久敷他所ニ罷在古郷へ立歸りの者以前之宗門當然之宗旨與相違仕の歟尤他所ニ而之宗門且那寺迄委細ニ相改古郷歸りの御斷常方御役所へ申上其上ニ而差置可申事

一 此帳面連判之外之者一人も村中ニ住居仕聞敷事
一 他所より召抱の奉公人男女半季たり共寺受狀庄屋方ニ取置可申事

一 切支丹御制禁之御高札損シの歟文字見へかねのハ、可申上事
右之趣庄屋年寄五人組惣百性常々無油斷吟味可仕の尤切支丹宗門御制禁之御高札之趣村中百性下々ニ迄

彌堅可相守の爲後日仍而如件
奥印前書

一 右帳面之通拙僧共且那ニ紛無御座の男女とも壹人も不殘詮義仕の所切支丹宗門之儀へ不及申轉び人ニ而も無御座曾而疑敷もの無御座のニ付御帳面書載師且共印形致差上申の若御法度之宗門ニ而御座の段訴人御

座のハ、拙僧共何方までも罷出速ニ可致申披の仍而如件

惣人數何十何人

何 寺 印

次ニ庄屋請書

右之通村中前書ニ有之族當歳子ニ至まで男女共壹人も不殘宗旨相改の所切支丹宗門無御座の若御法度之宗門隱置後日相顯のハ、其者は不及申此判形之者共如何様之御仕置ニも可被 仰付の爲後日宗旨相改且那寺印形加へ差上申の尤前書之趣庄屋年寄は不及申五人組仲間迄常々急度可相守の爲後日仍而如件

竈 何十何軒

惣高 何百何十何石何斗何升

庄 屋 印

〔編者曰ク原本此ノ所或行空白〕

一 五月 道頓堀久左衛門町米相場立

五月七日より初ム江戸堀同様之現銀店也世俗新やしきといふ

一 攝津國名所圖會出版

寛政七 乙卯

一 東御町奉行 山口丹波守様

一 三月五日 御觸書

今般女奉公人出替之儀是迄九月と三月と二季極の處向後一箇年極ニ相抱ひ様被仰付の尤雙方勝手ニ付ては暇を遣シ奉公人勝手ニては暇乞受可申此段勝手次第之事に於最初極の節は一箇年ニ可致の

其後寛政十一年正月同十二年九月文政三辰三月右之趣度々御觸有之

一 三月十日より 紀州那智山觀世音北梵太融寺ニ而開長 五十日間

古今希有之參詣羣集信者之朝參り夥シ散錢寄進物之惣高

錢 六千九百廿貫七百文 銀 六貫貳百五匁九分 金 六十三兩壹歩

又 七拾六貫四百六拾匁

五月六日より出立迄 惣々 八拾貫四百廿六匁五分八厘

又御供米 百四十四俵 此石凡六十石也

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 八月 大坂の市中井の内におきく蟲といひて女子の繩目にかゝりたる形なす異蟲多く生ズ



おまじい針だんご

お菊むし

〔編者曰ク原本ニハ此ノ「おまじいむし歌だんご」ヲ板行ノマ、壹丁半餘ニ互リテ貼リツケアリ〕

ふしぎなるかなうのさをきく。其むかし。ある村に。ひんじやの老母ありけるが。一子ありしが。女子にして。孝心あつく。父母に。おさなき時より貞女けん女の。女の道を習請。せいじんまらし時來り。年ハ十七。ようがんびれに。諸事ハりはつで。名ハお菊。播磨ほとりのさるかたへ。ほうこうつとめしが。父ハすぎ行一人の母へ孝をなし。御主人大事と心得し。こしもと菊に。心なく。老若共に。ふかく戀慕。するといへ共。聞入す。召つかいし者なれば。夜毎くにくどけ共。風に木の葉のちるごとく。比ハ水無月大よ時。風のとおりし所にと。きくハかつてに針志ごと。御かいらなりと供まはり。下座なしへやにぞ入にける。それと。きくハぬい物の。針をとめしも心せき。かみのわけめへさし置て。御膳うかどひかつてへ出。其ま、こしらへもちはこび。御まへにぞさし出し。はるか下つて。給仕する。ざしきのへだて。夏のうれん。かよひし程。はたぐり上。いかゞやしけん。すりおちて顔にかゝりし其時に。わけめの針に心つき。手を上見れば。針ハなく。さがしさがせど落てなし。運の盡しか。此針主人のうつハにあるゆへ。何かな戀のいしゆなれば。にくさもにくしときくがたぶさを引つかみおのれ主をがいせんと。誰にたのまれ大罪。ゆるしおかじといかるこへ。身にひやあせなみだと共に手を合せ。詫るをきかすく、り上。こけた重る古井戸へ多くのへびを入置て。釣おろし。あまたのへび。かの菊を。くらわんと腹へくいつき首にまといしありさまハ。あわれぢごくの苦しもよもやと。おもひくるしさに。延び上るを鏡にてつく。さてハぢごくの有様も。かくやとこそ

は見へにける。さくもいまにこへを上。からだは土になるとも。こんぱく此どにとまりて。うらみを
はらさで。おくべきと。よばるこへも物すごく。うらみのもう火。天をこかし。其身ハ忽るぎやうのむし
とへんじあり。も、とせあまりの事さへも。うらみのねんぞおそろしき。ゑかうのために。

世俗おきく蟲といふは漢名を蛹コウといひて蠶ケムシなどの蝶テフにならんとする前にかくの
ごとく變ス蠶もこれに同じ何國にも多きもの也必ズ迷ふべからず蠶化して蛹と成
り蛹化して蛾と成と字書にも見えたりお菊むしの説は元文六年七月豊竹座の淨瑠璃播劔皿屋鋪といへるに
出て古くいひ傳ふ妄語也

〔編者曰ク原本此ノ所貳行空白〕



一 三月 一心寺ニ而嗟峨清涼寺釋迦開帳 吞龍和尚牛のケマンの縁記殊勝也とて參詣歸依ス

一 四月七日 甘露降ル

一 同月 阿部野村鶴の巢籠り見物夥シ

一 同 廿七日 高麗橋ニ而尼ノさらしもの

一 今年暑中 イラ蟲家々ニ多く生ズ

一 八月廿三日より三日開高麗橋ニ而出家ト尼のさらしもの

一 十二月十七日 長命彌次兵衛死

東都大藏彌太郎流狂言浪花開發之人也新清水ニ石碑あり

法號 得月菴玉塵居士

月雪は名にも付たり此春は高天の華と心さし

一 長町五丁目迄日本橋通ト改ム

六丁目より九丁目迄は長町と呼ぶ長町は古名名古の轉語ニ而和歌にも詠する名所の地也 南水雜誌ニくはし

一 高麗橋筋河内屋三右衛門宅の井戸より龜出ル

一 難波村農家ニいたら貝ニ南無阿彌陀佛の六字をぜんとあらはるゝ

一 同時ニ上町邊ニ南無妙法蓮華經の七字あらはるゝ

或人云 かゝる文字ニ限らず鳥獸花木の類ひニ而も自由ニ顯へす祕傳ありとぞ

一 當秋 妙々といふ事世上にいひ流行ス

是は初め座摩の子供芝居ニ而せりふの留りにいひ出せし事也

一 正月十八日 孝女かね十五歳 御褒美

幸町五丁目奥川屋孫次郎貸家阿波屋勘平娘絞りの手業をして父母ニ仕ふ

一 平野町三丁目定專坊貸地爐屋太右衛門下人善太郎當卯四十歳 四代主家ニ忠あり又己が母にも

孝あり二月十九日其行狀を御口達あり

堂島蜂屋某かね女が孝心善太郎が忠節を著して浪花忠孝傳といふ小冊施印奥にあり

一 堀江御池通伊勢屋佐兵衛 主家ニ忠貞

一 實敵坂東岩五郎死

〔編者曰々原本此ノ所壹行空白〕

一 江戸より川島柳枝といふ盲人來り十五人藝所々ニ而大當り雷鳴の音など誠ニ諸人奇異とす又
玄んないぶしを諷ふ夫より色里町中に新内ぶし流行ス

わしの産れハ越後の國親がならひで此里へ賣られて來たは十二のとし外に兄弟とてもなし品川沖の
かもめさへ番ひ離れぬ女夫あひアノ燭臺の蠟燭の流れの末が案じられわたしが胸のまやくやくをすこ
しはすいせんまたがよい

一 八月十九日より 大相撲 勸進元 浪川半右衛門

當年角力之義是迄頭取私欲有之越南組之中より風聞仕出シ依之去年迄之頭取を除キ改頭取十六人取組有之
故北組一統申合是迄之頭取弟子分ハ一人も出シ不申夫故相撲も至て小サク相成ハ兵附左之通り

東の方

大關

龍ヶ嶽 瀧之音事

柏戸

花頂山

栢ヶ崎事

平石

出羽海

達ヶ關

鴻ヶ峯

荒熊

十萬海

綠川

西の方

雷電

千田川

鳴瀧

稻妻

秀之山

荒馬

淀渡り

棧

山

風

濱ヶ關

其餘略之

其後段々もめ合出來ハ而當冬十二月廿日例年之鬪も及延引翌辰年春ニ相成段々和談ニ及ひ千田川吉兵衛へ
御公儀より被仰付之上堀江角力年行司年寄相談之上雙方和談相調改頭取 御公儀より御極メ被下辰二月廿
五日鬪取仕ハ所種ヶ島文右衛門へ勸進元相當り申ハ

荒島 徳右衛門

開瀬垣辰右衛門

大湊 由兵衛

難波鐘松右衛門

東の方

松浦 熊右衛門

西の方

泉川 増右衛門

頭取

七ツ尾 八郎兵衛

頭取

種ヶ島文右衛門

竹繩 熊右衛門

羽根川 清兵衛

藤繩 礮右衛門

陸奥 文七

朝日山 森右衛門

音羽川 利右衛門

差添

湊

又

七

差添

御所櫻 長兵衛

一 當春より夏へかけて北登太融寺にて南紀那智山開帳の節境内の茶店にて郭公の聲を聞かせま
たすがたをもありくと見せたり たゞ一聲の聞まほしきと待託るにこそ餘情あれかく日毎ニ數聲啼
せては後々には耳かしがましく興も盡ぬ或人の狂哥ニ

澤山にない靈寶やほと、きすきかせにきたかき、に北野か
たま〜に聞にきたのは能けれ共ほつと、きすや見てそかしまし

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 住吉名所圖會 出板

一 七月 安治川歌舞妓芝居再建 凡三ヶ年斗リ興行有之亦々斷絶ス

〔編者曰ク原本此ノ所壹丁餘空白〕

寛政乙卯春

蜂屋誠齋著
全部 壹册

浪花忠孝傳

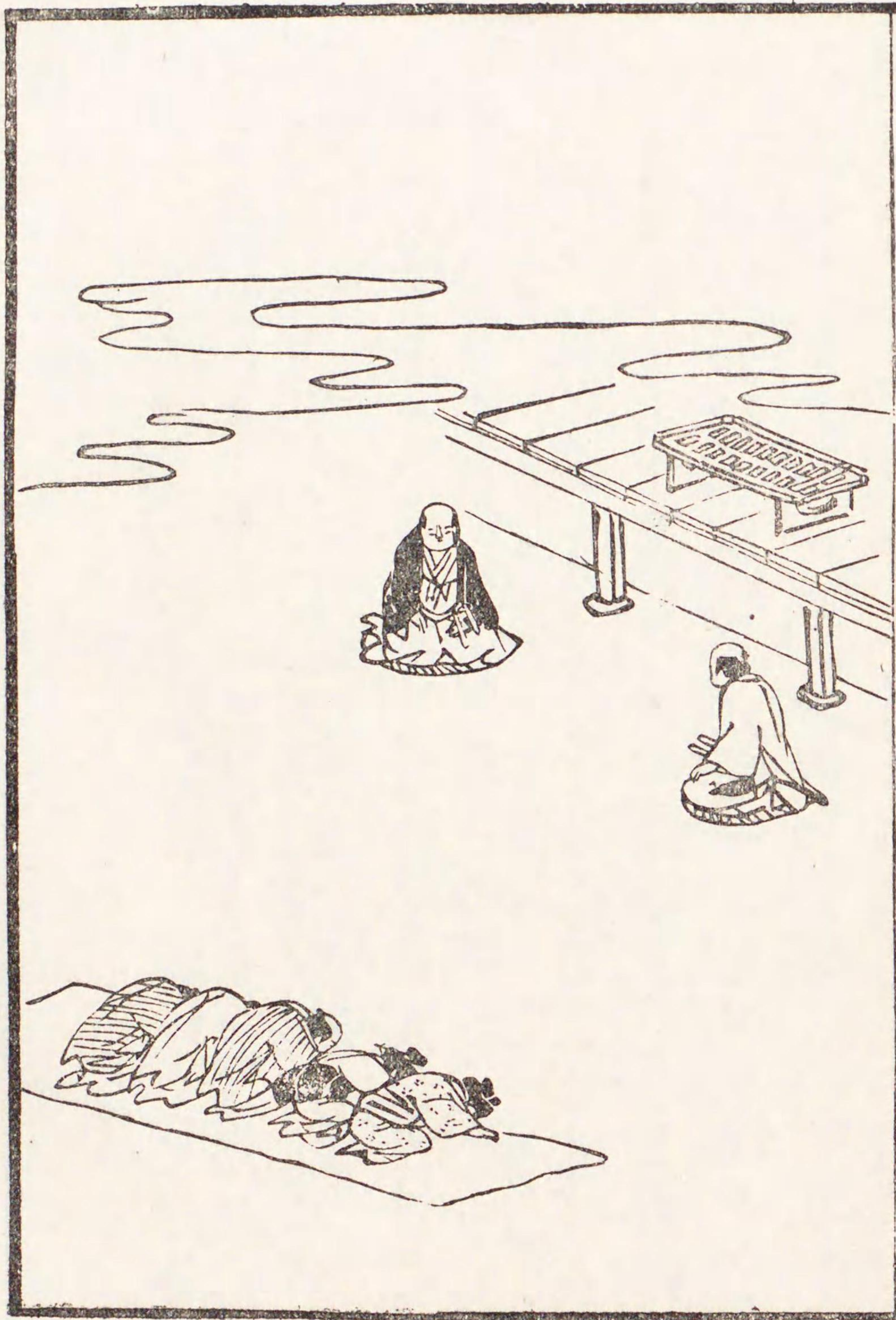
堂嶋

順信堂
同志輩 施印

今案乙卯の春幸町法孝女や
 平野町の忠弟なる人は類れ
 行状小後より。
 御代其至善哉感賞傳まり且小
 天下に著見り。方民とて善は進
 しめて樂とて終ふ天小なる化育の

御仁惠海内行かへる俯仰一風
 尚一奉まとも人今日も昭白を忘る
 人色ありて教を志まき後来一
 忠孝は操を修り又終るを量
 世に習ひては便りせん。初哉
 つとむるを痛りわく慎めば後すく
 せ悔むるを要と方いよつて

幼めんと欲して浪花忠孝傳と
 題し愚者僻之と述るるを以て
 拙しと笑ふ人多かりん。此を以て
 とも必び其の笑ひと止事なきは
 おのづから万世不朽なるべきもの
 一得なるらむ已



浪花忠孝傳

幸町かね女孝狀

孝ある浪花乃西南小一女子あり。其所ハ乃阿波屋勤平なる人の貸家野小向する北側の路次爰に借寓したる阿波屋勤平なる人の少女也。此勤平主ハ堀江二丁目隆平橋の邊に年久しく住居たれども寛政三年辛亥十月十日の火災に逢難具一圓に類焼して辛き艱難を志のぎ夫婦二子と四人稍く爰に逃て身命の無事を悦ぶ而已。其婦ハいそ女ともうし兄を與三松と名付て此年十四歳妹をかね女と呼て同十一歳也。かゝる凶厄にて掌中の物も失し身柄ゆへ先にあきなひ手馴し煙艸囊の縫職ばかりを營として僅成其日稼の賃錢を儲明し暮せば極て貧く唯幼稚なる二子の成長を待せめては是を樂む中に。剩いそ女は心勞れ堪難きより氣結れ痰聚りて卒に重き積を發し脚の筋攣り立居自由ならざれば寐起又心にまかせず。斯なりて彌重に日用の事行届難きゆへ兄與三松ハ近鄰の鋸屋何某なる家へ奉公に出し是より親子三人の營にて妹かね女ハ兩親の左右に居侍り食事等をと、のへ母の病氣をいたわりぬ。扱勤平主堀江に居住せし時鄰家に絞職家ありかね女毎日手習終れば直に爰に遊びて絞括を見覺に習ひ日ならずして一端の毛綿も絞括りけるゆへ絞職家の主人云やうハ尤惜き手際なり何時にても捨るハ易しと勸けるゆへ父母諾けり。時にかね女十一歳にて此手業成ぬるハ今身に應じたる幸也と思ひ父の心づかひ母のなやみともにやるせなきを休んには是にまかずと夜を日に繼で倍情を出しけると也。斯も父母を助る志し天道の冥加に協ひ上もなき

浪花忠孝傳

幸町かね女孝狀

孝なる哉浪花の西南に一女子あり。其所ハ道頓堀南側通の端幸町五丁目の内奥川屋孫治郎なる人の貸家野に向たる北側の路次爰に借寓したる阿波屋勤平なる人の少女也。此勤平主ハ堀江二丁目隆平橋の邊に年久しく住居たれども寛政三年辛亥十月十日の火災に逢難具一圓に類焼して辛き艱難を志のぎ夫婦二子と四人稍く爰に逃て身命の無事を悦ぶ而已。其婦ハいそ女ともうし兄を與三松と名付て此年十四歳妹をかね女と呼て同十一歳也。かゝる凶厄にて掌中の物も失し身柄ゆへ先にあきなひ手馴し煙艸囊の縫職ばかりを營として僅成其日稼の賃錢を儲明し暮せば極て貧く唯幼稚なる二子の成長を待せめては是を樂む中に。剩いそ女は心勞れ堪難きより氣結れ痰聚りて卒に重き積を發し脚の筋攣り立居自由ならざれば寐起又心にまかせず。斯なりて彌重に日用の事行届難きゆへ兄與三松ハ近鄰の鋸屋何某なる家へ奉公に出し是より親子三人の營にて妹かね女ハ兩親の左右に居侍り食事等をと、のへ母の病氣をいたわりぬ。扱勤平主堀江に居住せし時鄰家に絞職家ありかね女毎日手習終れば直に爰に遊びて絞括を見覺に習ひ日ならずして一端の毛綿も絞括りけるゆへ絞職家の主人云やうハ尤惜き手際なり何時にても捨るハ易しと勸けるゆへ父母諾けり。時にかね女十一歳にて此手業成ぬるハ今身に應じたる幸也と思ひ父の心づかひ母のなやみともにやるせなきを休んには是にまかずと夜を日に繼で倍情を出しけると也。斯も父母を助る志し天道の冥加に協ひ上もなき

御惠ありしと聞へわたり往て歡感する人と共に邊を望に家毎いたづらに空き婦女なし。かね女元來孝心成うへ猶目に伴ハれ心に勵ハをのづから走馬に鞭を加るが如くまいて直成少女のつとめ比類なき行狀を尋ね求てあらましに記し萬邦へ告んと欲す。然れども究て遺漏あらんかし。

一 かね女幼しといへども父母に仕へる道自然に得て誘るれども友を求す。凡常の人ごゝろハ諺に云株に近きものハ赤く墨に近きものハ黒しとかや猶更に今世の婦女ハ見ねども聞ばかりの花美をさへ羨容貌を彩り粧るを以て事とし其移やすき風俗にちがひ一筋に父母を思ふの深節成に於てハ。絞括の賃錢得るに隨ひ父母に與へるを悦びて毎朝ほの暗きより起其日の時食をと、のへ父母起出れば直に食し又晝飯の支度をそなへ置其こしらへ正しくして我も食事をとりまた、め風雨霜雪の烈き日をも厭ず父母に告て絞職家へ行一日を勤て晚來歸ときハ毛縮を受携置。扱父母に夜食をす、めてミづからも食し其跡をとりかた付て直に右の持歸し絞括の手つがひ怠らず。如斯に一日ハ勿論夜に入て寐るまでに暫くも手を空しくせずして貧き父母を慰め唯悦べる顔色を見詞づかひ聞を樂みに餘念なく仕ふる事誠に譬ふるに物有べからず。然るかせぎの心を用ひて由斷なきを父母ハ熱々心うき事の思ひ忍難く若草臥に勞るべきやと晝を情出して夜ハあそび早く寐て身を休べしと吳々なだむるに答て云やう。仕事心に欲して面白ければかならず案じ給ふ事なかれと毎夜父母を先へ寐させ携歸し毛縮残らず絞括いたすゆへに向鄰の人々も其志を感じ少女の身にハ過たる手業といたわりて手仕廻早からん事を勸れば一禮して答るやう。何れ日用に貧き程力なきものハなし父母の辛苦是のミなれば聊も乏きを補ん事を念すれども夜も次第に更ゆけば我ちらず眠出て是を覺さんと身を爪

ぎり顔を水にてあらひ目に染せても其甲斐なくして仕事度紛れ現のやうに居ねふり轉び悔りして目覺る事も侍る也。何卒少づゝなりとも錢もうけ多からば父母の心中其丈程ハ安からんものと聞て向鄰の人々より町内の衆人に咄し傳へ誠に幼女にハ稀なる孝子哉と噂しあへりと也。

一 壬子年冬十一月廿一日勘平主晩來外よりかへり巨燵にあたり夜食して鄰家の浴湯に招かれ座をたゝんとして卒然と中風す是災後心になへざる事のみより氣虚し邪氣虚に乗じて重くあたり左半身遂ざるの病ひとなるか。いそ女ハ少く積氣ゆるゝぬれども幼きかね女なればともに周章うろたへ抱か、へて忙然たり鄰人あつまり介抱して平臥させ近鄰の醫者を請じ治をもとめて薬を用ゆ母子の心中噫如何とせんや。斯相混したる煩となれどもかね女ハ母に相談して手職をおこたらす朝毎にハ父母の服薬を煎じあたへ夫より日の中ハ絞職家を勤かへり夜にハ更に湯薬をすゝめて心を慰めとりふのうはさを咄し夜伽の間だも仕事に手ハ休されども看病を大切とし佛神に本服を祈願して日夜心を配し孝行の程見聞て譽是をあへれまざる人ハなしと也。然るに勘平主ハいつしか口眼も喎斜し依之妙藥奇方等をも用ひてさまふゝに養生をくハへしかども曾て何れか効もなく次第に重り剩。小便は濁汁を溢り通じ或ハ膿血のごとく又は膏油のごとくにて此下る時にのぞめば胸にこたへ額をか、へて覺へず涙玉を絞りしとかや然ども食事廢ざるをもつて一日凌に頼しかいなく後にハ日を追て弱り漸々に氣力をとろへ卒に翌年癸丑六月六日にあたり行年五十六歳にて病死せられしとぞ。元來家に親戚なれば懇意の人々是をあへれミ葬送を世話しとり營みせしむ此愁傷婦女の歎き曾て筆に及べきなし扱病中より野送り等中陰速夜の追善賦物の供養に至る迄相應に志を盡しハ彼貧女が一燈の功

徳にも勝るなるべし。又去年一周忌に、糞染を具して一飯をと、のへ僧を請じ并ニ懇意又鄰人等を招て眞言宗ゆへ十三佛光明眞言を修行し菩提寺へハ米錢をもつて佛供と回向料とに納め町内の懇意家へハ賦物を贈りて丁寧法事を營み箇様に萬事をまかなふ諸雜用ハかね女手職の賃錢を得るにまかせ亡父を吊ふ心底の程是を聞つたへて如何なれば如此少女も有しと感ぜざる人ハなしと也。時に十二歳より十三歳なる兩年の力なり

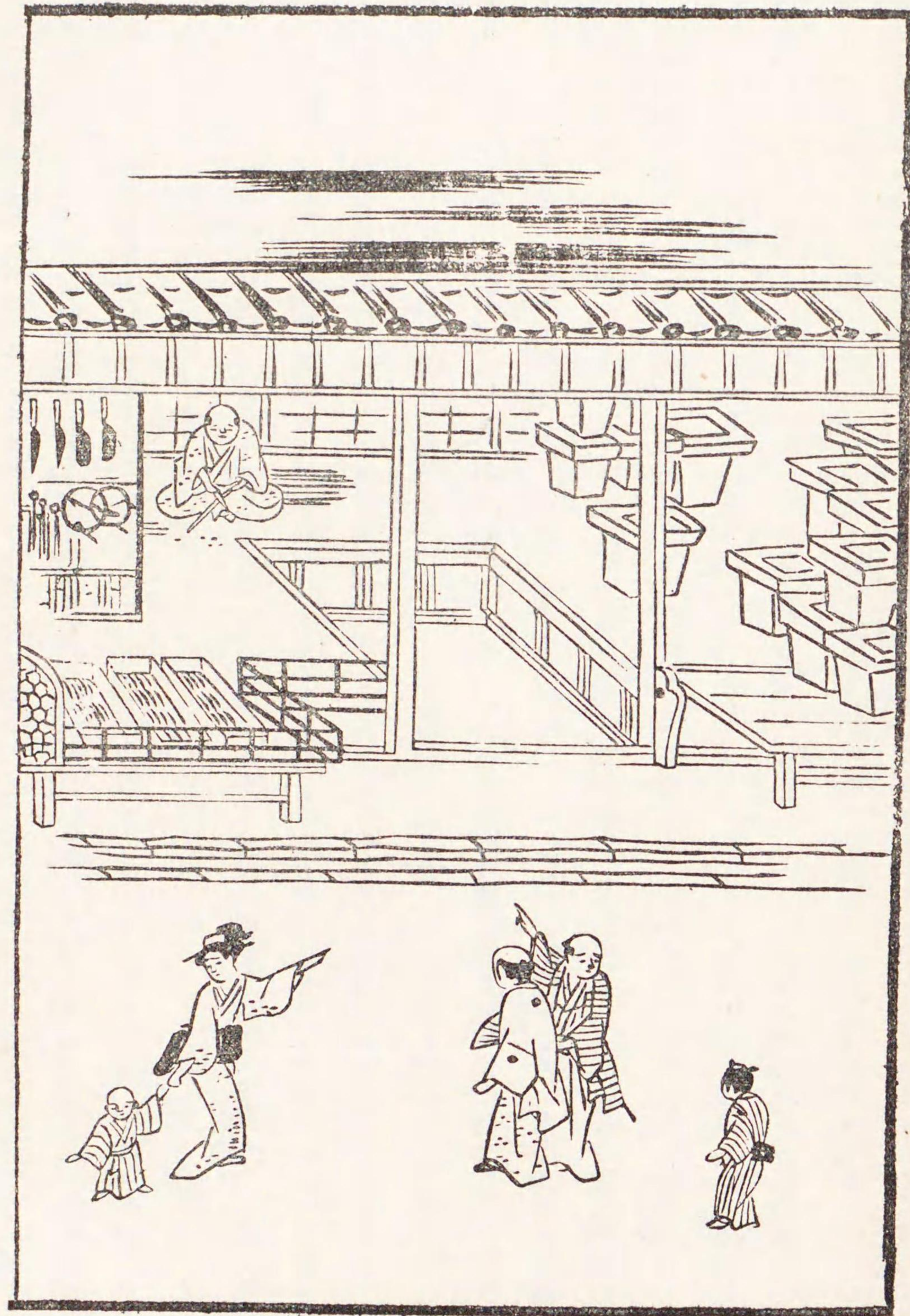
一 いそ女事ハ夫勤平主死別の患と我病身を悔み悲みかね女が手職の營に不便彌増ゆへ右や左やと心煩ひ外見にハ心氣の虚勞かと疑われかね女又思ひに堪がたく顔色をうかゞひ起臥に心を付樂を用ひ介抱して孝行を盡し養生を念ずるゆへいそ女ハ嬉しさの餘りに訪來る人にも吹聴せられ其後少しハ快氣におもむき母子はじめて久しぶりに歡を覺しとぞ。是等の孝行外より教る人ありて手ならふごとく行ふにハあらず誠に天性の生質也然れども人の子としてハ皆如斯なるべきを世に苦々しきハ君父に仕へる男女の中にも生れそこなひの多きハ何ぞや取わけ當時耻べきハ此かね女也。自然に儉約を守得て月々の宿料賃を滞らず毎日の雜用聊も買掛らず都ての行ひ正しきゆへ時に臨める世事の賑ひをも遊參せず正月より五節旬神祭り等ハ人各遊樂すといへども此日柄半日をもいたづらに休と遊ばず免角渡世を大切と心得たるハ父母に孝行專一の念願より如此精力を盡せし少女の手職によりて知らず人道の信義も備る事尤愛すべき一女子也。かゝる至孝を天感動し給ひしにや勤平主死去以來母子ハ勿論鄰邊にも知らざれども右等の孝状委く公廳に達せられ其翌年の去冬閏十一月公廳へ母子を召出され忝くも厚く御賞美命じ給しとかや。依之按ずるに誰か此孝女を言上し奉るものハ有まじけれども其勤行を詳に知し召を以てハ少惡とても如此に御聞に洩る

ハなし然れども訴出されば御糺明し給はず是を以て恐多き愚察ながら御教諭を元とし給ひ惡を隠して善を揚少善をも顯して御賞美を下し給御政ハ眞に萬民の父母たる御愛憐也。増て況や如此至孝成に依て有がたくも今春正月十八日重ねて母子ともに御召出しの令命下りて

御公儀様より御褒美として白銀二十枚を下し賜。并ニいそ女ハ今年五十歳なるゆへ是を老婆と思召しハあらざれども今十五歳なるかね女十一歳より一心不亂に竭せし孝行例稀也と御上感の尊命ありて別に御扶助米五合宛毎日下し置く、事世以て例なき僥倖也。此等の越孝心家職の勵に相成べしと其行狀を以て人道を教諭の御口達を命ぜられ其翌十九日をもつて三郷中へ下知し給ふ是を讀て相舉り諸民仰ぎ拜して深き御惠也と稱じ奉りぬ

一 御上より探給ひ御恩を下し賜孝子かね女なるゆへに民中一統忽にこれを承り忝御代の徳化を慕ふ事ハ人おのづから成性善に感ずるすなを也。依て鄰町や知るや知らざるの衆人より金銀錢の三寶并毛綿等を思々に贈賀せられ又遠きハ孝狀を傳へ聞尋來りて觀感の幣物も有しと也。尤其品多ければ略して載ず并詩歌發句等の祝詞數十首あり一々覺る事あたはざれば僅に思出るにまかせ爰に錄して世人の感吟に備るもの也

世間好事惟必孝。 臣報二君恩一子捧親
 芳洲散人
 たのもしやなにはにすめる賤の女の中く、にまさる孝行 源昌信
 わするなよ行すへ遠き君が代の須彌大海のお、んめくミを 炭麻呂
 身のあぶらまほりて冥加光るらんお銀子も代々に孝行と鳴 何某



孝行かうこうの奇特きどくによりてさいわひを得たるむすめハ家のかねばこ
 いたゞいた恵めぐむ春日はるひの根芹ねせりかな
 つばさにもおくれず志こころほる柳やなぎ哉
 行とゞく雨あめのめぐみに春はるの草くさ
 以上

蘆館
 籠島齋
 龜鶴
 秋化坊

平野町善太郎忠義

頃年御上聞に達し奉る一善郎ありて今度御褒賞を賜ひ從來積善の行狀 御感の旨を二月十九日御口達に命ぜられ其忠や其孝やを顯して下知し給ふ御書の寫

口達觸

平野町三町目定専坊貨地爐屋太右衛門下人善太郎義當卯四十歳に相成り所主人太右衛門爐并提灯の棒拵い義家職いたし罷有四代已前の太右衛門存生の中善太郎十歳の節より下人に召仕ひ二十五歳に成いへど太右衛門方より元手銀相渡別家いたさせ遣すべき約束にて奉公中の當分の着用もの主人方より遣しいまでにて別段給銀差つかへさず召仕ひ職方情出し相勤罷有い所右太右衛門病死いたし夫より二代目の太右衛門相續に成いても同事に相勤居い所九箇年以前未年春の頃より右太右衛門義眼病相煩其節同人伴新治郎同娘かう兩人とも幼年に有之旁物入等も多く追々身上不如意に相成いゆへ最初約束之通善太郎を別家致させい儀も相成ず打過いへども其儀に付好がましき義毛頭申さず右太右衛門眼病にて盲人に相成善太郎義職方引請猶懈怠なく夜分は四ツ時或ハ事多き節ハ八ツ時頃までも出情に相稼節季等の節ハ十日餘りも已前より同事に仕事いたし夫より夜明に及び頃までも帳合勘定相調へ太右衛門病中心障りに存せずいやう萬端心を用ひ家内の取締等いたし太右衛門眼病本復立願のため攝務津守の薬師へ毎月八日夜の内より出翌朝仕事に取掛りい時刻までに參詣いたし立歸り七年以前酉年七月頃より太右衛門眼病の上積氣さし出夫より段々病氣差重りい付隔日右薬師へ參詣いたし歸りいへば日の内ハ勿論夜分までも相替らず職仕事いたし其つかれをも厭はず介

抱夜中の働をもいたし遣し其段太右衛門親類の者俱々介抱に罷越見請罷有氣の毒に存夜分ハ相休みいやうにと申聞せいでども相臥い義無之兩三夜も續い砌ハ暫時の眠に當然の勞れを補ひいまでにて誠に實情を盡し看病いたしいへども終にハ太右衛門義養生叶わず相果其砌 伴新治郎ハ十二歳娘かうも十歳に相成い所右新治郎を太右衛門と名前相改相續いたさせ右幼年の者并右兩人の繼母と共に三人大切に致し居い内右繼母も六年已前より三箇年の間相煩い病死いたしい所右病中も夜伽介抱等いたし遣し死後新治郎事太右衛門并ニかう兩親無之もの、義に付至て大切に心を付鬱症病氣等出ざるやうにと存じ事多き中にも家職の透を見合せ辨當をこしらへ右幼年の兩人の者を慰にも成べき宮寺へ供いたし參り近所の者へハ咄し合にも右太右衛門成人の後繁昌致させいへど外に善太郎身分に望み無之よしを毎々申出誠に眞實に其儀のミ存い様子にて太右衛門十五歳に成い砌元服致させ申べき旨親類より申出い所目出度事とハ申ながら前髪取い得バ世間向の義大人竝に成それ相應に六か敷相成心勞に存病氣等出いへ如何にハ開來年まで相待然るべきむね申差留左様の義までも心遣ひ致し唯々太右衛門成人いたしいを相樂居い趣にハ所同人義去々丑ノ年春の頃より病氣着服薬看病の義ハ申をよばず本服立願のために氏神へ日參致し得ども同八月養生叶わず相果い付深く愁歎致し出家に成菩提吊ひ度むね太右衛門方親類の者へ相願いよし其節太右衛門妹かう漸十四歳に相成殊に女子の義に付善太郎出家致しいへ外に職方致しい者無之家名も自然と斷絶に及びより外無之主家大切に存いハ出家の義止り申べきむね右親類の者より理解申聞せい所得心致し死失いたしい者どもの毎月忌日にハ職方の透を考へ慕参りいたしざいかたに罷有い太右衛門親類の者方へ正月七月休日の間に禮に懈りなく罷越し

聊如才の義致さず右體三代已前の太右衛門眼病中并同人死跡幼年の者守立追々不幸の儀も打續臨時物入等も有之の所當時太右衛門義へ追て相残り居いかうと妻合ひ積にて親類ども方より入家致させ相續人にしたし相勸罷有の所何箇年太右衛門方に奉公致しひとも末々身分相濟ざる事にひ開宿を待女房を呼迎へ然るべしと申勸めひ者も有之ひても耳にもとめず前書の通主人より別家致させ呉ひ約束も相違いたしひへども主家身上不如意ゆへの義に付主人よりの如才とへ存せず身分の不仕合せと一途に主家相續の義に心を盡し年來家職相勵ひゆへを以て主家の家名取續罷有且又善太郎母たつと申者當卯七十九歳に相成ひ同町の内に借宅致し罷有の所兼て孝心に致し日々主家多用の中よりたつへの仕向行届き同人義極老殊に女の義に付思慮なく申出ひ事有之砌へ熟得致しひやうに申解き聞せ聊さからわす其上主家を重んじ精勤いたしひ功をもつて太右衛門方の親類ども取はからひにて去々丑年已來毎月たつへ小遺賄料として鳥目差遣しひゆへ同人義安穩に暮し是以善太郎實意に相勸ひゆへの義とたつ義相悦び主恩厚く存じ善太郎への慈愛深く相成孝心の仕向等たつ義満足に存罷有の右體善太郎主人へ忠義盡し母へ孝行致しひに付此度江戸表より依御下知一善太郎へ御褒美として銀十五枚下し置れ母たつへ老養扶持として一生の内一日米五合づ、是を下されい

右之通善太郎所行奇特成事に付三郷町中末々の者ども忠孝の勵み又は不所存もの、教諭にも相成べくひ聞一同申聞せ置べくひ事

卯二月

如斯善人へ本然の良智良能の儘の我知らず心の主と成て外より誑らかすにも眩まさざれば學び勵まして忠孝の至極となるは是他なし主家を大切とし老母に背かず勤る所信の一方なるゆへすなをに義氣顯然とおのづから至き性なり。前に記せる孝女の所行も又然り。さればとて斯様の生質にあらざれば善行なりがたしと云べからず。唯恆の餘力をいたづらにせず子たるの道を時々聞日ためて心習わして懈らざればひとしく是本然の智能にしてたかも是否の疑ひなく君父に仕へ悦ばせんと先其君父へ巧言して欺かず。若一つも不孝のごとく又ハ不忠に似たる過ち有て其小大の非を知るときハ思按を捨て、過に是を改め勉て善行を勵べし必ず悪友の風俗に習ひ河豚を食ふの徒となるべからず。いにしへより一筋に心を慎める教へあり曰

心こそ心惑す心なれ心に心心ゆるすな

此哥を心に居て萬事に望ミ忘るゝ事なかるべし。凡孝子忠良の省るべき所行に於て己が君父に得られざるを患る而已。依て子たるもの、常の心ハ父母に隨順して聊も命に背かず。幼稚の時より家職を見習ひ成長に及て假令己が好物に着て密に樂み身を抛て面白くとも少も隠さず偽されば。其性自ら正直と成本元惑ひ亂る事なし是孝行の階梯にて最行ひ易くあからさまなる勤也。又悪業ハ甚だ行ひ難きものにて民身の守護たる御制禁を忍犯すゆへ前後左右に心置れ夜陰に寐る間も安しとせず。此是非明らか成るときハ男女ともに忠節貞操潔く惣じて百行萬善の道筋ハ皆此孝門の外に出る路なし。時に世ハ次第送りにて父母教れバ道に迷わず依て先子を育つるに姑息の愛なく虚言をもちひず戲にも欲を貪らせず少も心を奢らすことなかれ。此心得專一なれば行義正しく成人すべし。又主人としてハ慈愛を知らず奴婢をつかふに道なれば己が

薄情禍ひと變じ卒に不忠を招き出して悔を生ずる家も聞々有事也。是等に因みて世間を觀るに兄弟親戚に
 親と通ぜずして他人に契を厚くするあり。噫此類ひの心底こそ不孝不忠の萌しとなれば唯信を以て見習わせ
 其義有に於て財を與へて賑すべし其義なくんば一芥をも與ふべからず。如此に分明ならざれば其厚き所
 を薄ふして其薄き所を厚くする了簡違黑白也。夫有難き御仁政行わせられ天下の萬民を萬歲不易の善民た
 らめんとて民行日用の善惡を詳かに探らしめ給ひ。殊に忠孝を御賞美ありて海内に諭し給へば。彼好事
 門を出ず惡事千里を行とかやの教戒は今を以て相當らず。如何んとなれば右の孝女忠郎を以て比するとき
 其善行千里の外に響きわたり又惡事の上に知し召ても下より顯わざれば門を出るの糺明し給わざるを以て
 知るべし。依て善よく千里を行て惡事へ却て千里を行好事に如されば。易に曰く善なれば則千里の外
 これに應ずとかやにて誠に至當の聖言也。扱も人を人たらしむる御代に遇せし御國人の 忝 へ行立座臥も
 間斷なく項上に善教の命を冠すれば須臾も忠孝信義を怠る隙有べからず。是を行ふに誠に人也勤めざるハ
 人に非ず。思ふべし忠孝ハ人本然たる天の道也必ず他事を營むにあらす。今や孝女忠郎の所行を録して後
 世に傳へ是より出て此草を起して人の子の教誡を補わんと欲し愚老が管見を以て述る也。然せしに次で謹
 て思一事あり。近世諸州に幾人歟今の孝女忠郎と相同じき至善の行ひ有しをバ時に密に察し給ひ。下其人等
 も知らざれども上より御褒賞を賜御代の撰を受奉れハ必しも御愛憐に背き御恩に誇りて素志を亡失す
 ることなく。後來忠義孝行の操を守りて人性模範の要たるべき事を念するより。其意ばせを俚詞に賦て此
 卷尾におさめ侍ると云爾

忠孝は人のかゞみと敷てらす御代の恵ミをくもらしなしそ

寛政七年乙卯夏四月上澣

六十七翁

浪花堂嶋
 蜂屋誠齋敬著
 同志輩施印之

浪花忠孝傳終

〔編者曰ク原本ハ此ノ「浪花忠孝傳」ヲ當時板行ノマ
 、二十一丁半ニ互リ貼り付ケアリ本冊ニハソノ最初
 ノ數丁ト最後ノ半丁トヲ凸版トシタリ〕

忠孝傳ふまろ。従て民間の兒女童へ是を進
 して善事を勤めこゝろ子孫小を傳へ
 て悪事を懲り常々懲りて思ひぬる小
 同志の友と合刺して則不朽の功を成さむ。
 廣く衆人小を量る力わくは是も適也。
 濟大わくも此思ひを熟察し。善い善教の
 一助と爲れり。本懐の至る所誠小無極歡也。
 乙卯中夏己朔刊成。同志輩謹誌

寛政八 丙辰

- 一 今年 住吉海中之祓修行有之
- 一 去ル寛政四年大坂三郷時之知らせを拍子木ニ可仕様被仰付所亦々今年元のごとく太鼓ニ可致様被仰渡市中一統よろこぶ
- 一 遠國より當處へ参りし梓巫女向後不參様御差留
- 一 天滿天神社内西手ニ土居を築く 畫帖ニ圖アリ
- 一 三月三日より 生玉ニ而紀州なもで踊り
- 一 三月 高津宮正遷宮
- 一 四月 頓死はやるといひふらして呪咀之歌
 水神の教に命たすかりて六部の内へ入を嬉しき
- 一 四月廿四日廿五日兩日 坂町天神ニ而金屋永次郎といふ四歳之男子能筆にて文字を書く
- 一 六月 阿波座戸屋の下人着物を鼠に喰れたるを憤り其鼠を取らへはりつけの刑をまねび捨札

〔編者曰ク原本此ノ所五行空白〕

の書付なごおかしとて近鄰の者見物せし由 御奉行所へ聞え其下人入牢之上不届至極也とて打首ニ相成也

當秋中之芝居ニ而八百屋萬誓曾我といふ狂言に岩井半四郎お七の役不評にて纔八日斗りニ而止ル夫故猫の火あぶり鼠のはりつけと風説ス

一 當夏 下寺町涼み清水音羽の瀧出來

此瀧ニ打るゝもの壹人前廿四銅

一 下寺町 孔雀茶屋立

一 八月 高津北之坂成就

一 十月 多田院滿仲公八百年忌修行

一 十一月 東在より新川を堀とて方々へ杭を打玉造より道頓堀へ水を落シ新大和川と名付るよし風聞有之いへども不出來

一 當冬 琉球人來朝

一 南堀江鐵屋雪女廿二歳 母ニ孝あり

一 座摩社内ニ而唐の芝居 催主 本朝千里

チン／＼ハウ／＼といふ踊りの拍子面白く大當り夫より其詞市中ニ専ら流行

一 三月廿九日 嵐小六死 行年五十六歳

角之芝居藤川八藏座三の替り艶鏡石川染といふ新狂言惣稽古之節ぶたいニおるて急病委しくハ玉の光といふ小册ニアリ翌日小橋墓所へ葬送諷經の寺凡三十箇寺も出て小バセ始りてよりかゝる葬式を見ず道筋には見物大羣集せり墓は千日自安寺小橋にもあり法號

〔編者曰々原本此ノ所壹行空白〕

藝道に妙ある事世人よく知りて其名をいはすしてたゝ玉と稱すまた風流の道にも疎からね共俳諧の發句は生涯に一句吟せしのみ

山里や茶漬の菜に蜀公

其頃の摺ものなどに眠獅の表徳をあらはせし發句はいつれも二斗庵下物の代句なるよし

唱歌のなたねさとの嵐小六の事を加賀屋宗國作して繼橋檢校の調なるよし

盡ならぬ身は儘ならぬすきびたい鬢のほつれがナさえさゆる川風寒し加茂川や清き此身を濁す世の人はずいなき勤め共思ひながして濟さばすまそにしふく風の仇あらしあだしゆふべになびくもつらや柳にぞめくふたつぐし

〔編者曰々原本此ノ所九行空白〕

一 足藝 吾妻吉五郎大當り

攝陽奇觀 卷之四十二

正徳の頃にも足藝するもの有し事山王權現八千代玉垣といふ戯文に

〔足で藝する金太夫奇妙な者と存じたがまだく夫より我貌は

といふ文段あり吉五郎の足藝達磨男已來の珍らしき事とて見物大入す其頃シゲとかいへる俄師其身不具ならざるに足藝を真似して妙を得たりこれも又奇也

〔編者曰ク原本此ノ所半丁空白〕

一 四月 三番村大日寺開帳

右開帳中境内ニ而紀州おどり奉納

むかしくつたへきく聖賢の御代鳳麟來ル今浪花津の片邊り富島か崎に來てミれハ丹頂の鶴舞うたひ勢見の楠ニ栖をつくり勅使の池ニ浮ミ出縁毛の龜遊ひツ、目出たやく萬々歳治る御代こそ目出たけれ

紀州道具踊名寄

川	崎	一本	扇	お染	扇	やの	さ	ざい	踊				
十七	八	は	ね	そ	酒の	さノ	字	かき	の	手	大	文字	屋
折	敷	太	鼓	踊	櫻	川	兩	手	笠	踊	七	夕	
あ	や	逆	手	扇	石	橋	長	刀	三	ツ	拍	子	

振	込	ぎ	やく	入	違	ぎ	やく	ひ	ね	左	り	鶴			
右	鶴	姿	見	居	り	逆	ク	居	り	手	引	拔	手	入	違
見	返	り	亂	レ	き	やく	綱	引	奴	踊					
戻	り	逆	ク	尻	逆	ク	己	上							

寛政九丁巳

- 一 今年 一向宗ニ而新ニ釣鐘を鑄ル事を禁ズ
 - 一 二月 江戸堀大目橋心中 見物多ク橋落ル
 - 一 同十九日より 嵐三五郎舞臺納メ
 - 一 角之芝居藤川八藏座ニ而二のかへり狂言も、ち 鳴門白浪 傾城買指南處といふけい事ニてぶたい納メ口上を述ル其後西國順禮ニ旅立のよし桐の鳥臺ニくはし
 - 一 五月十日 日輪の色朱のごとし
 - 一 同月 毎夜寅之刻頃リナン星といふ妖星出て見る人一命を失ふといひふらせり
 - 一 六月 早魃
 - 一 宇治川の上獅子飛米かしの邊ニ奇石多クあらはるゝ 畫帖ニ圖アリ
 - 一 七月 大坂所々ニ大踊を催ス 奥ニ番付アリ
 - 一 八月五日 淀川心中
 - 一 島之内歌妓京扇屋小傳上町追手筋江戸櫻といふ鬢附屋の主人と相對死千日自安寺に小傳の墓あり
- 不退院妙地信女

角之芝居切狂言近頃河原の達引といふ古外題ニ而おしゆん傳兵衛ニ取組道行葉月の水鳥といふ狂言出ス

- 一 當冬 住吉社頭の狗ニ誰が所爲にや釘を打たりといふ風説有之翌年午の春角之芝居ニの替り傾城挾妻櫛といふ新狂言の種と成たり

- 一 三月 故人嵐小六追善歌ひらき
- 一 ゆめの夢 峯崎勾當調
- 一 いかにせん都の春も惜しけれど馴し浪花に散花も玉の塵とは誰かつけてひとゝせふりに又廻り來て苔の匂ひ吹残す嵐の音を聞につけ寐覺淋しきゆめの夢

- 一 高津新道火

- 一 當秋 繪本大閤記 初篇 出板

- 一 十一月 若太夫芝居三升大次郎座顔見世
- 一 芻込午戲場

右興行中屋敷者數多來り木戸口表鏝りを打つぶし及騒動夫故當顔見せ相休ミ翌午正月六日より二の替り新狂言興行

〔編者曰ク原本此ノ所六行空白〕

大和郡

東之方
 安土町 高取町 西
 内 和歌山町
 尾所 中務町 三度
 唐物町 難波町 西
 米屋町 中務町 東
 塩屋町 高取町 西
 唐物町 高取町 西
 濃人橋 東 月
 塩屋町 高取町 西
 塩屋町 高取町 西

脚籠 五栄 雲六

西之方
 尾所 津村中 町
 原交町 高取町 西
 月 三丁目 高取町 西
 唐物町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西

安土町 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西
 大和郡 高取町 西

高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西
 高取町 高取町 西

寛政十 戊午

- 一 西御町奉行 成瀬因幡守殿
- 一 十二月 大日本國中人數御改

二千五百八十壹萬七千八百三十人

内

千三百八十壹萬八千六百五十四人

千二百九十萬九千七百七十六人

此内 攝津國中人數

四十二萬六千七百五十六人

三十七萬六千八百三十九人

都合 八十萬三千五百九十五人

男 女

男 女

女 男

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

- 一 二月 堺御堂火

- 一 二月八日 東御町奉行山口丹波守殿卒

北塋法界寺ニ御石碑あり

寛政七年より御勤

載芳院殿寛譽宜春大居士

前丹州刺史 山口丹波守直清墓

御役中仁政厚く後世までもその御恩澤を申あへり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

- 一 當春 はしかのまじない也とて小兒腰にくり猿を付る事世上専ら流行ス

- 一 大坂出生 虎ヶ嶽卯藏 當年十三歳 日方廿九貫目

今年播州赤穂加里家ニ而浪渡り八十七相撲興行之節土俵入りして見物の目を驚かせしよし

- 一 三月 天満天神社寄進芝居興行

去冬十二月末に橋々へ建札出ス

寄進元
 天満社境内より
 本年正月七日の
 寄進芝居興行
 見物に驚かせしよし
 天満天神社
 寄進元
 天満社境内より
 本年正月七日の
 寄進芝居興行
 見物に驚かせしよし
 天満天神社
 寄進元

右寄進芝居の小家は南北の棧敷十一軒ツ、向さんしき十軒にて道頓堀大かぶき芝居より廣く新たに建たり扱諸方より奉納は

- 一 大幕一張 堂島何某
- 一 水引幕一張 檜四郎取次
- 一 同 備のぶ取次
- 一 同 道頓堀連中
- 一 棧敷釣提灯三十張 隨身講世話人中
- 一 同 柱掛廿枚 何某
- 一 金子七百疋 寄進所詰合之内
- 一 扇子五百本 世話方鶴ッ
- 一 植木屋場人形の釣看板 大江宇兵衛

三月六日より日敷七日興行

前狂言 ひらかな盛衰記 二段目 三段目 四段目

- 一 千歳やていしゆ 江戸坂正藏
- 一 横須賀軍内 嵐 音八
- 一 船頭権四郎 龜谷仲藏
- 一 おふで 山下龜松
- 一 船頭松右衛門 姉川新四郎
- 一 松右衛門女房 およし 山下金作
- 一 秩父重忠 嵐 與市
- 一 梶原源太 嵐 來芝
- 一 こしもと千鳥 澤村國太郎
- 一 後梅かえ

義臣傳讀切講釋 植木屋のどん

後狂言 花衣いろは縁記 わしの段

- 一 のぞきや太四郎 嵐 音八
- 一 植木屋全右衛門 姉川新四郎
- 一 小間物屋彌七 嵐 來芝
- 一 百性長三 嵐 吉三郎
- 一 山中左衛門 嵐 來芝
- 一 小 督 芳澤いろは

返魂香夫乞獅子 將げん内の段

- 一 修理之介 芳澤小紫
- 一 將げんむすめ 山下龜松
- 一 雅樂之介 澤村國三郎
- 一 土佐將監 姉川新四郎
- 一 又平女房 お吉 山下金作
- 一 浮世又平 嵐 來芝

傾城阿波の鳴戸 揚屋のどん

- 一 吉田屋喜左衛門 嵐 音八
- 一 同 女房 萩野仙次郎
- 一 藤屋番頭 嵐 吉三郎
- 一 傾城夕霧 澤村國太郎
- 一 藤屋伊左衛門 嵐 來芝

右後狂言は毎日替りにて興行初日は左程の賑ひもなかりし所二日目より大ひに勢ひ強く日増の繁昌催主來芝今年六十七歳也

〔編者曰々原本此ノ所奪行空白〕

一 同年 御靈社内 蟬丸宮勸進興行

右の芝居不念之義有之一日にて差留メ仰付られい

蟬丸宮勸進

藤原

御 免 名代 清水金大夫

諸國順行 時兼

芝居の表にかくのごとき額を揚たり

谷村 楯 八 市野谷四郎五郎 金井 音藏 花桐徳三郎

朝井 萬十郎

龜谷 仲藏 谷村 龜藏 中村 熊藏 清水臺五郎

尾上京三郎 坂木山登工松 中村梅三郎 花桐 富世

谷村松三郎 三榭巳之助 姉川 菊八

一 九月 ばくろう町仁徳天皇社地稻荷社正遷宮

所々ニ造りもの有て賑はし

一 二月十日 二代目中山文七死

法 號

當時花かたの早世ゆへこれを惜まぬ人もなく千日墓所へ葬送之節見物大羣集

〔編者曰々原本此ノ所半丁餘空白〕

一 寛政改曆

曆日諺解云 本朝の往古ハ何れの曆法を用ひ給ひしやいまだ詳ならず 人皇十六代應神天皇の御宇儒書はしめて渡りて漢字に通ぜり此時用曆なくんバ有べからず其後第四十一代 持統天皇の御宇南宋の嘉元曆を用ひらる第四十五代 聖武天皇の御時唐の儀鳳曆行へれ淡路の 廢帝の御時一行禪師の大衍曆を用らるまた 清和天皇の御時徐昂シヨウカウが造れる宣明曆を用ひ給ひしより以來貞享元年甲子に至つて八百二十五年に及まで遂に改曆なし中華に於てハ宣明曆の後崇玄曆歡天曆應天曆等其外曆代皆改曆あり且夫天ハ活物にして年を積事久しきときは天行不盡の違ひあるによつて改曆せんバ有べからず故に宣明曆も貞享②に頃に至つて天度に後る、事氣節二日餘合朔も一日の違ひあり此に於て曆家に 詔して貞享二年宣明曆を改めて貞享曆を造らしむるか(共)清朝の時憲曆と 考すれば氣節或ハ一日あるひハ二日の前後有いまだ何れか是なる事をあらず其後實曆また 詔して寛政十年に改曆せしむすなへち今の曆是也蓋し曆の徳たるや歳氣の遲速天の水旱を民にあらしめ種耕蠶織の時を示す故に天下を治るの寶器とすこゝを以て前王曆を宗廟に納て吉月必告朔の禮を行ひ曆を諸侯に頒ち與へたまふまかるを後世古意をうしなひ妄マタリに日月星辰の吉凶のミを事として終に元服姫嫁の

具となせり嗚呼歎すへし慎て聖人造曆の本意を失ふ事なかれ

- 一 三月 分銅改
- 一 當春 繪本太閤記 二篇 出版

寛政十一 己未

- 一 東御奉行 水野若狹守殿
- 一 天滿天神社内ニ 梅翁發句碑建

宵のとし雨ふりける元日に

浪花津にさくやの雨や花の春 一ニ梅の花

誹淡林初祖 西山梅翁

碑の裏ニ銘文アリ東武淡林七世素外建之

浪華誹檀林譜次ニ著ス

- 一 正月 女奉公一年極メの御觸 前文ニ同じ
- 一 三月 聖護院宮筭面へ御參詣
- 一 役行者 神變大菩薩 諡號
- 一 今年 堀江川ニ賑江橋を架ス
- 一 四月 島之内周防町佐野屋橋邊ニ角ノ生へた犬を生ズ
- 一 當夏 天滿西寺町ニ大蝙蝠出ル

浪華誹檀林譜

往昔西山宗因者浪華天馬鄉人曾慕山崎宗鑑之風流以從事於連歌焉自号一幽又号西翁乃移連歌一體以發明誹道為之檀林之鼻祖矣於誹諧則自号梅翁又稱野梅翁大

名于世海内高士爭來遊學于其門者不為少焉高第有鬼貫西霍著誹書通人情善由平才謦等西霍繼統西霍俗文沒而由平繼焉由平傳于十萬堂來山來山自号湛湛翁蓋出之名冠于一時門人有五流齋布門者自稱衆

老父又盛唱誄道乎浪華刪訂句法
 劫字教諭門弟子而著書一篇自題
 曰素老父行于世矣素老父沒而婆
 束嗣不幸已沒其弟女媒繼業是弔
 之先師也無子養青野氏化石為嗣
 亦不幸早沒五流齋終絕祀矣嗚呼

天哉命哉先師門人浴泉廬烏掌者

是人在今宮里十萬堂來山翁造
 修土人形並記之一軸管今猶存

深歎五流齋之絕以天滿鄉者鼻祖
 梅荅翁之舊地也乃以五流齋印式
 奉納之于管廟藏于寶庫傳于不
 朽云實寬政己未歲也適東都檀林

七世之師素外者遊歷乎斯地不耐
 懷古之情建石以録鼻祖之高吟難
 波津示昨夜之雨也蒼塾春之一句
 普人之所知也予遊乎誹道有年于
 茲故略記先師之統傳以贈同流諸
 君子云

一 同 生玉真言坂之南樹木の若葉ニ茂りたるを夜分ニ見れば其さま大佛の像ニ似たるゆへ大佛
 面影といひふらして毎夜見物多し夫より夜るの希有とて所々の樹木ニ自然と様々の形チある事を見出
 ス下寺町の狐の面津村御坊(の)鶏千日の三番叟其外多し

- 一 五月 住吉霰松原ニ而寄進かぶき芝居興行
- 一 十月 座摩宮ニ而寄進芝居
- 一 九月十二日 山下金作死

法號

一 十二月 河州くらかり峠ニはせを句碑建

菊の香にくらかりのほる節句かな はせを

豊浦村の來紹掠ヶ嶺峠街道の側ニ此句碑を建て蕉翁の一百遠忌の追福とす又諸方の俳師の句をあつめてこれ
 を小冊とし浪華の二柳の序ありて菊の香と題號せり

一 三月 御老中戸田采女正殿大坂御巡見

寛政十二 庚申

- 一 三月 天王寺庚申堂開帳
- 一 當夏 江戸表より大坂町人十二軒へ御用金十萬兩被仰付レ
 - 鴻池善右衛門 同 善五郎 同 又右衛門 平野屋五兵衛
 - 島屋市兵衛 米屋平右衛門 辰巳屋久左衛門 加島屋久右衛門
 - 加島屋作兵衛 炭屋善五郎 炭屋安兵衛 近江屋久右衛門
- 一 三月廿日 若女形中村のしほ死 行年四十二歳
- 法號
- 一 五月十九日 男徳齋死
 - 法號 大光覺照信士
 - 千日法善寺ニ墓あり
- 一 九月 女奉公之御觸書 前文ニ同じ
- 一 三津八幡社内 相生松枯る、南水ニ著ス

寛政年間

- 一 寛政のはじめいづれの年にか有けん夏の頃かと覺ゆ南紀キョウキの農家の妻女夫トの死級を首にかけ和泉路を経て津國に來り浪花の市中を徘徊するとの風説あつて今朝は江南の邊りにて目前見しといふものあれバ亭伍マヒルの頃は天滿にて逢たりといふ或は戰場上町と今もやこゝに來れるとて見物の諸人西に走り東に駆りて騒動する事三四日に及ぶといへども誰あつて志かと思しにもあらでたゞ空言を語りあへるも希有の事になん
- つれづれ草云 應長の比伊勢國より女の鬼に成たるをるて上りたりといふこと有て其頃廿日ばかり日毎に京白川の人鬼見にとて出まると昨日は西園寺に参りたりしけふは院へまいるべし唯今はそこへになどいひあへりまさしく見たりといふ人もなく空こと、いふ人もなし上下たゞ鬼の事のいひやます其比東山より安居院邊へまかり侍りしに四條よりかさまの人皆北をさしてはしる一條室町に鬼有との、ありあへり今出川の邊より見やれハ院の御棧敷のあたり更にとをりうべうもあらず立こみたりはやく跡なきことにはあらざめりとて人をやりて見するに大かたあへる物なしくる、までかく立さへぎてはては鬪争をこりて淺ましき事共も有けり其比をしなへて二三日人のわづらふ事侍しをぞかの鬼の空ことハ此あるしを志めす成けりといふ人も侍りし
- 上古もかゝる風説はありて趣意は彷彿たり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 新町扇子屋七越太夫九筋の客人ニ身をあかなひれて行し時島之内の妓館にて新曲を披らく

なゝこし 豊國調

ひく手あまたの身にも又誠を明し逢度にとけてぬる夜の短さよ三ツ四ツ七ツこしかたを口に咄してく
だかけのまたき別れを幾度か末の契りのとふしてと月日かぞへしかひもなく千筋の恩に引されて行な
へ嘸や恨らん浮世の義理も儘ならん月にふみよむおきなをかこちあたどうよくな聞えませぬ西も東も
不知火のつくしのはてのますらをに縁を結んでくれなるのいとし可愛を振すつる心の内そいかばかり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 蘆手畫口合流行

撰者酒屋鄰堀田馬有秀逸之部を繪馬とし座摩の社へ奉納せしより追々流行ニ及び所々の神社佛閣街上の地
藏堂などへ畫馬を懸る然るに後々は口合の句の勝劣をかけもの、勝負にせし故御指止被仰付ひ而撰者馬有
も暫らく町内へ御預ケと相成ひゆへ其後止ミたり其頃の秀逸と聞えしは

河津ひんだく高やくら

紅 梅 鷺 に 鳥

天人願人の戸の穴に

ほのぐらがりて戸を明けて

いね積床コの橋の際

葛 卷 た 竹 の 窓

踊る供醫者呵らす

關羽戀慕無體の好色

鉦チャン鷹持ふづくるへ

〔編者曰ク此ノ所壹行空白〕

一 橘流行

植木橘見立相撲

東方

大關 ちやほふいり

關脇 輝葉はけ込

小結 するが たら葉

攝陽奇觀 卷之四十二

西方

大關 ちろちりめん

關脇 黄ちりめんふいり

小結 鳳尾かうじ

前頭 水昌實ふいり

同 黄するがふいり

同 黄ちりめん枝折

同 赤ちりめんふいり

同 駿河つましろ

黄金かうし

行司 大櫂葉

らんちうこうし

黄ちりめん

赤ろはけこみ

白かしは

駿河水昌實

たかの は

赤ちりめん枝折

赤ろミふいり

赤ちりめん

青ぢく赤

黄するが

やぐら

前頭 多羅葉

同 てり葉ふいり

同 黄てりは

同 駿河ちりめんふいり

同 さんごじゆ

勸進元 八幡化

差添人 黄縮返

黄かうしふいり

するがちりめん

赤かしは

ちやほ

赤するがふいり

つましろ

赤はけ込

駿河砂子

七變化

うつかうじ

赤てりは

しろミ

世 光おんはん化

茄子立花化

大鳥毛

話 りうきう

人 さいひ

か 八文

から引

赤ふいり

黄砂子

赤砂子

子安

赤するが

黄實

世 桂樹

藤葉

話 青實するが

大 たき

人 するがらんちう

青ぢくしろミ

ひらし

頭取 白櫨葉白斑入

彦根化

黄かうし赤實

目羅化

赤ちり化

黄かうじ返り

一古錢流行

攝泉愛錢家

攝陽奇觀 卷之四十二

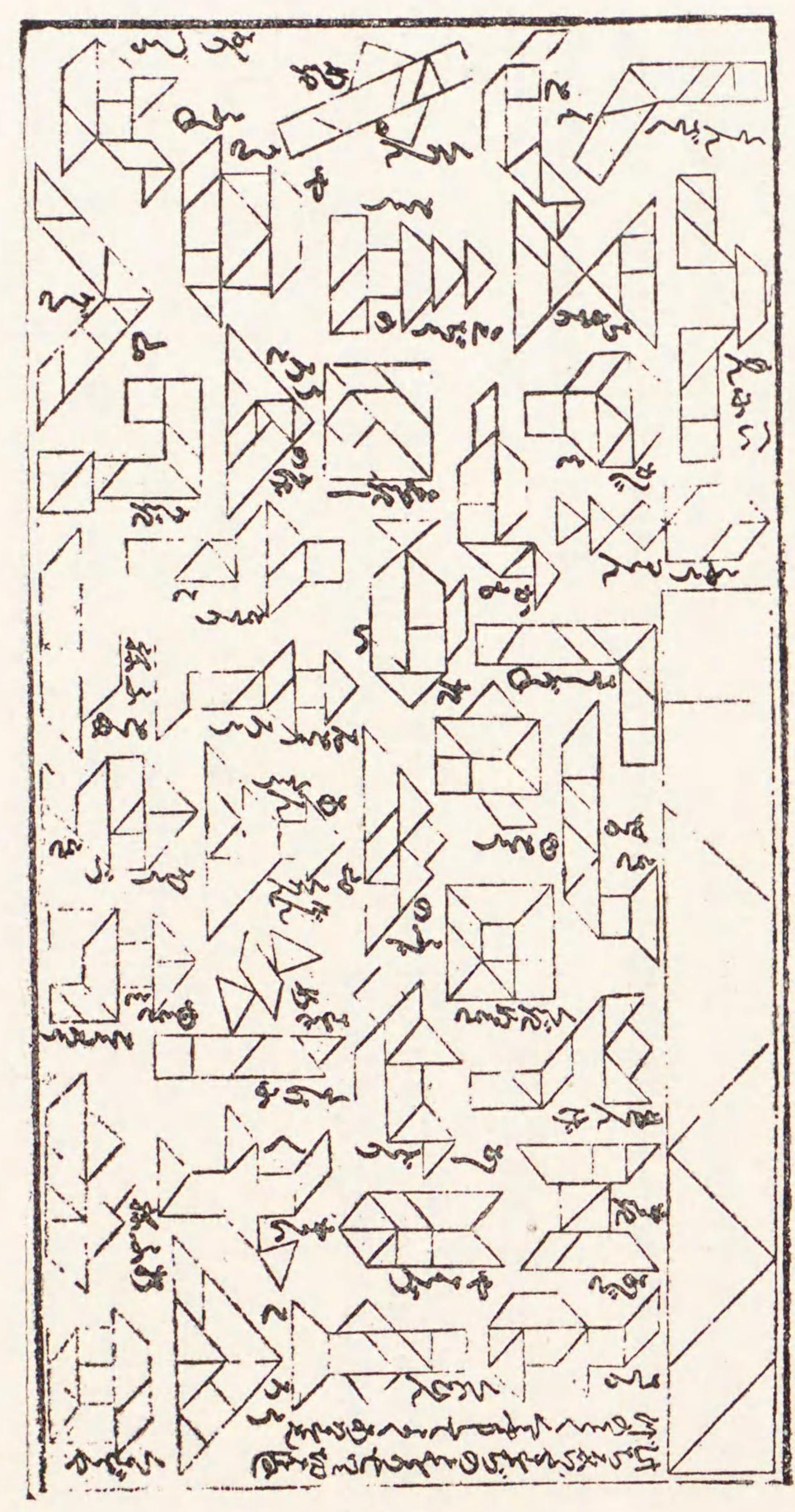
〔編者曰ク原本此ノ所九行空白〕

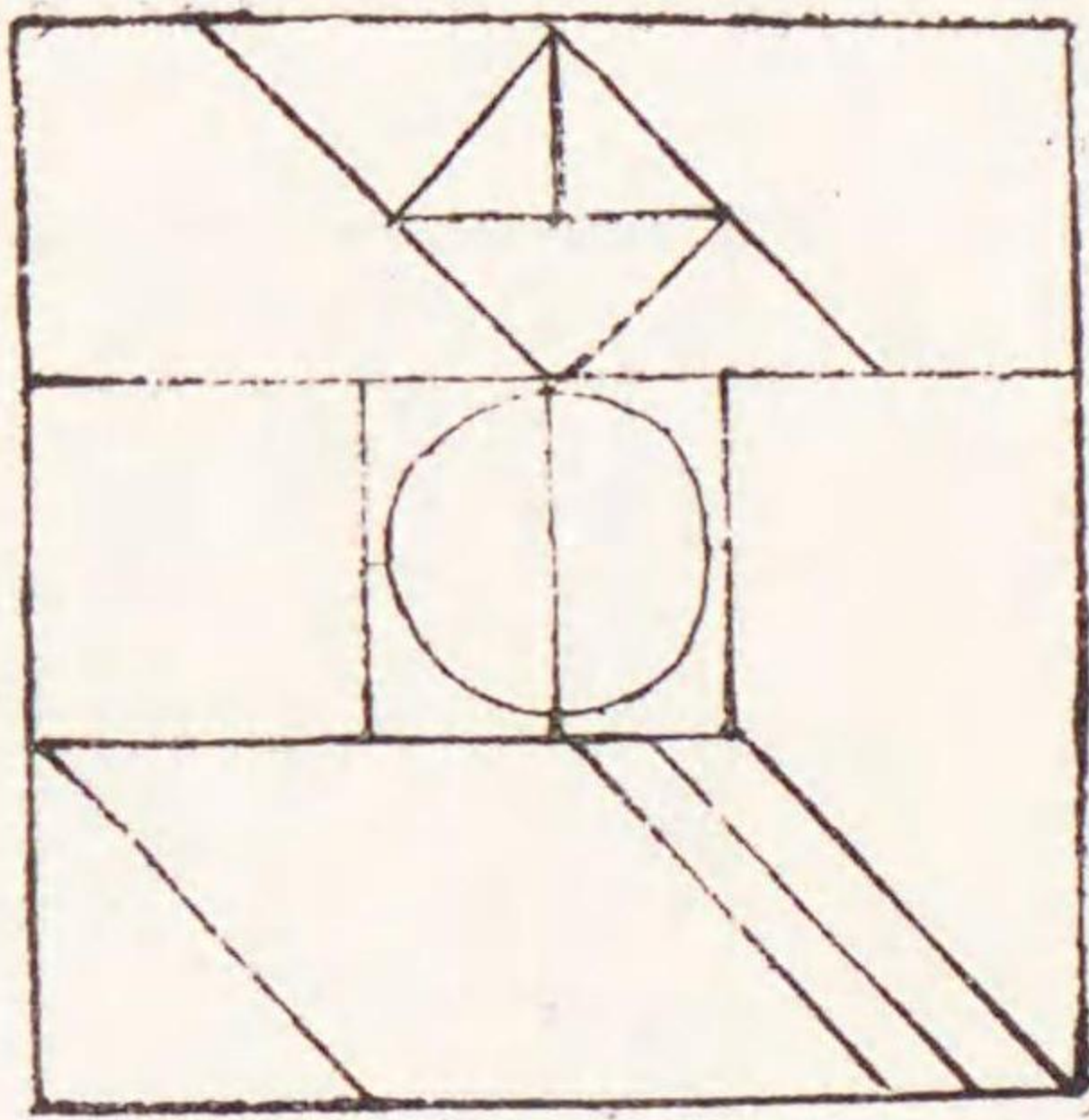
傲霜堂	流石菴	安田氏	池田翠軒	前田氏
蘆華亭	大橋氏	佐野氏	岡部氏	池田氏
金峯氏	毛馬五	近江達	海北氏	和泉次
具足半	伏見屋嘉兵衛	中川清右衛門	川邨清右衛門	水野藤太郎
橋本利介	潛龍齋	雲六哉	兼霞堂	川井氏
南柯園	佐枝氏	淺井勘右衛門	吉野屋藤十郎	堺屋喜兵衛
小山清藏	堀田馬宥	津國屋源介	足袋屋吉兵衛	綿屋六兵衛
美崎吉兵衛	播磨屋喜兵衛	水野壽庵	富田屋宇兵衛	灘屋嘉七
芳川善藏	芳川松之介			

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 明和安永の頃より大坂市中の遊人川狩を好みて夜あみ底引請ケ網はえ繩に心をとめて上達の人多く寛政の頃に至りていよ盛んに成たり

委敷は釣天狗又ハ浪華四季葉ニ著ス





先に世の翫ひとなる智恵板てふ物へ前に圖
するごとく七枚の板を以て人物花鳥器財の
形をたくみ出す
また寛政中十九枚の智恵板を新製して大ひ
に流行ス船場一睡庵の製作也

一 浮世物真似聲色つかひ東清七といふもの役者似顔生うつし舞臺ニ而紅粉白粉をぬり立役敵役

女かた夫々の鬢を掛ケ衣裳を着て聲色を似せるに其人爰ニ在がことし

ひな介 團藏 奥山 秀鶴
命作 文七 (ピンツケヤ)

八百藏 新七 他藏
これら妙也

一 幸町ニ諭伽大権現勸請

追日繁昌なし御縁日には夜店多く參詣羣集ス堂社も結構ニ成りて浪花諭伽の第一とし其外所々の寺社にも
諭伽権現勸請多し

享和元 辛酉 (二月廿一日改元)

一 御城代 青山下總守様 居城丹州笹山
當二月十八日御忌

一 住吉反橋再興渡リ初 歳久しく朽て石の杭のみ残りて名のみ成りしに再興ありて社地の詠メ
を添たり

一 二月四日 二代目嵐雛助江戸にて死 行年廿八歳

(編者曰ク原本此ノ所壹行空白)

一 同月 千日法善寺にて三勝半七百回忌追善

一 三月 西宮浦築州勸進御免

築洲勸進帳

抑此西宮浦は上古神功皇后三韓を征し給ひ御歸陣ましませし時も御船を繋ぎ給ひ天照大御神のミつけあり
てみこ、ろを廣田の國に鎮まつりしより御前の濱共唱へ來れりはた萬葉集の歌にも玉はやすむこの水門と
よみし所なるを物かへり星うつり今はかた濱となりしかハ西は兵庫津より東は浪速木津川安治川の川口ま
で海上十里が開船繫べき便りなきゆへ西南の風烈しき時は大濤の爲に諸國往來の船を覆され水主楫人旅客
の輩忽に大魚の食物となり米穀金錢珍器重寶時の間に海底の藻屑となる事眼もあてられぬ有様歎にも猶あ

まりあり奴ヤツカシつらく思ふに人病にのぞみては良醫を得て平愈を求む海上の船之風波に逢ふ時は湊に入てこれをさくるより外なしといやしき身におほけなき心を起して此事をなさへやと年久しく寢食を忘れしに幸なるかな此浦の西にあたり夙川ソク蘆屋川は年々土砂ながれ出る事夥しくいつしか今は川床も山のごとくなりて東西兩邊の田畑もれ水に濕地となり洪水の時は堤崩れ田畑砂入て耕作の便りを失ふ是はた歎かざるべきにあらずいて其流出る土砂の勢ひにのり夙川の東浪打際より沖の方に向ひて古船に石砂を積入海底に沈め置出水の時を待て河中の土砂をかき流さへおのつから築洲となるを不絶年月を重ねてかくしもて行築洲沖の方へ凡六百間ばかりも出るならへ川床年々卑く成り河添田畑かわきよく洪水の時も川切の患なく築洲より西のちら濱は新田となり東の海中湊と成りて陸には耕作のたよりを得海には風波の患なき事疑ひなければ先年 御公儀様へも奉願上しかへ忝くもいんし寛政十二年申十二月十四日願御免許給りて身の悦これに過ずされと原來愚にまつしき身なれへ頓に成就すへき術もなしねかへくは諸方の君子ちからを合て築洲普請の高案をもちし給ひかつは多少にかぎらず助成をもち給ひねかしと希ふのみ

攝州西宮浦

享和元年酉三月

願主 當 舍 金 兵 衛

築洲の形を繪圖にふるし當所氏神惠比須の宮の繪馬堂に奉納しかへ御往來の序もあらへ御覽給りたくなん築洲成就祈禱のため一切經を一石一字に書寫し海底に沈たくさきに此よしあるし諸方へみせ奉りぬ志あらん御方へ御このみにまかせ一經にても書寫し給へらん事をねきまつる

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 同月 甲山八十八箇所立 畫帖ニ圖アリ

弘法大師經曆（應）給ふとて諸人信心深く參詣羣集なし種々の不思議ありといひあへり

西横堀火

榎木町唐物町筋より出火北へ七八軒燒ケ米屋町筋濱の角まで

一 七月廿八日 米屋町火

申ノ下刻 本町井池筋角より出火南へ南本町迄燒ル火元鍛冶屋のよし

一 同月廿九日夜 花火大會

寺島松の端ニ而花火會見物船本屋形中やかた茶船等夥しく往來の通船も難相成ほどの事也船數凡七百餘艘の見物也

飴の曲吹

一 四月 天滿天神社正遷宮參詣羣集市の側初め氏地ニ造りもの夥シ 人形之目ろく奥ニあり

一 五月 高津新地御藏明地にて大佛畫像爲拜

願主浪花松田呂川常薫 則寸法左之通

如來 御丈 三丈八尺

面

長サ一丈一尺七寸
はゞ八尺三寸

攝陽奇觀 卷之四十三

三

鼻	三尺	目	一尺七寸
眉	二尺一寸	口	二尺七寸
耳	五尺	手	七尺
蓮臺高サ	二丈二尺	後光高サ	五丈二尺
御光佛十四體	各四尺七寸		

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 七月晦日 北の新地にてみやこといふ花火屋扇里の抱女郎を殺ス

一 同月十六日夜 高槻城下の踊り場にて家士の婦女を足輕之者戀の意恨にて殺害ス 此一件を中之芝居にて名作切籠曙といふ外題にて里見伊介樽屋お仙に取組八月六日初日大當り

一 八月二日 一モクレン

今日巳の刻頃より大風吹出シ寺嶋江之子島の岡に有之大船二間斗動キ江戸堀阿波殿橋の人家やねを吹拂中之島筑前藏屋敷備後藏やしきの御殿大ひに損じ北の新地芝居くづれ北在吹田村人家八九間も崩れ怪我人十五六人も有り都而坤の方より良の方へ風筋強ク所々を損じ未の刻に鎮ル世俗龍の昇天セしといふもあれば地まひ風といふもありイチモクレンといふものなるよし

或書に勢劔桑名に一目連といふ山あり但是山の龍片眼のよし依て一目龍と可謂を土俗一目連と呼ひ來れり

此山より雲出る時は必暴風迅雨甚シ

先年此山の片目龍おこつて尾州熱田に來て民家數百軒大石を以て累卵を壓がごとく潰れたり熱田明神の一華表へ太サ二圍ほどあつて地中へ六七尺埋め十文字ニ貫を通したるゆへ幾萬人にても揺し難きに此時其鳥居を引抜き遙の野へ持行たり斯る凌兢きものなれば此邊の者は何にても疾く倒るゝ事を一目連といふ尾州勢州の郷談也世俗一もくさんに走るなどいへるも一目連のいひ誤りならんか勢州多度神社の社説與ニ著す或家の日記之中ニ酉八月二日未之刻龍のやうなるもの上天致シ騒動之道筋は先寺島邊より發り長堀行當り少シ北兵庫屋といふ解船板紙商内致い此屋根裏借屋共瓦悉ク空へ卷上ク東の方へ川を越シ吹散り又は川中へ落

い

一 千石餘造船陸地ニ在之い所振廻り御座い

一 川中ニ有之いテンマ八百石船之てんまト三百石船之てんま岡へ水ニて卷上ケ落崩ケ申い

一 濱雪隠 東側上博勞之濱へ飛落い

右之所は川中水卷上い事凡二間斗夫故此邊ニ有合もの卷あけ落所不知其邊川中之船共怪我人有之い得共折節掛り船數少ク御座いよし

上博勞町渡し場上り所少北吹田屋材木のダテくゝり付い材木こける濱納屋ニ有之い平板數多詰有内厚サ五寸餘幅三尺餘之板納屋より川中へ指出し有之い事凡三尋此板折い而當時不知追而立賣堀下の大渡し場ニ飛落御座い

右同町少南濱土藏家根隅少シ瓦吹飛い右渡し場より南は家居土藏共濱は別條なし

一 立賣堀高橋北詰少西傘屋の家根瓦吹散り二階敷まで少々動き申い
 一 納屋町筋違ニ少々屋根瓦吹飛屋根物干悉ク吹ちり落所不知夫より茂左衛門橋詰荒れ北かわ柱屋町東家居
 屋根瓦吹ちり騒動仕い夫より伏見堀邊江戸堀土佐堀大荒レ

一 曾根崎新地芝居屋根吹ちり柱廻り棟木吹飛シ一向騒動右北之町ニ而風筋之家風ニ而吹潰し事婆一人戸
 棚の元ニ而怪我無御座助りい家内の者は逃出いよし

夫より吹田高村槻迄道筋騒動仕い事其跡は北山へ落い共又一説ニ夫より山崎を打越京都の方へ行い様ニも承
 りい何れ共落籠所は不知右始より騒動之事

二日早朝は天氣能四ツ時分より晴曇り八ツ前迄夫より雨降出し八ツ半比より少々風強く雨あらく此邊東西南
 北とも風強キ分ニ而障り無之い前ニ記ス所之騒動は前代未聞之事にい京都は七ツ時過之由承りい

右道筋ハ雨風夥敷事いふ斗りなし少シ脇は左程にも無之大きな雨風也といふまでの事ニてい騒動之場所死
 人も有怪我人も餘程御座いよし

一 四月六日より同廿日迄天満天神社正遷宮に付難波橋より樋之上町吹子屋町邊ニて六月渡御之
 お迎ひ船之人形を家々に銚り見物夥し

此下 東吉 木津川丁

狸 々 上ばくろ

濡髪長五郎 江の子島中之丁

鍾馗大臣 さこバ町

保 名 安治川上二丁目

大森彦七 戎島町

武内大臣	戎島丁	神功皇后	木津川丁
張良寺島丁	鯛	ざこは町	
天神花	江の小島西ノ丁	菊に斧寺島丁	
豆藏	木津川上ノ丁	白樂天戎島上ノ丁	
樊噲	江ノ子島上中ノ丁	木津勘介 天満やしき	
公時	江ノ小しま 東の下丁	玉むし 江之子島東ノ丁	
三番叟	富しま二丁メ	雀おとり 江之子島西ノ丁	
源九郎狐	戎島中ノ町	石橋 木津川丁上	
布袋	木津川丁 上二丁目	鎌足 寺島町	
コンクワイ	中ふくしま	關羽 江ノ子しま 東ノ丁	
蝶の舞	江ノ子島東ノ丁	海人 同丁	
與勘平	安治川上一丁メ	妻平 咲吉丁	
ゑびす三郎	戎島中ノ丁	西王母 木津川丁	
菊慈童	九條村丁	猿田彦 木津川中ノ丁	

(編者曰ク原本此ノ所壹行空白)

一同 氏地造り物

攝陽奇觀 卷之四十三

牛	錢細工	市のかい
關	羽 紙さいく	同 所
山姥公時	全	同
稻荷の惣嫁	人形	同
唐獅子	乾物	同
たねみせ	同	同
おし鳥	ビイドロ	市のかい
牛	ぜに	天神内
渡唐天神	全	同
ふくろう	つば	靈符
鶴	らうそく	同
なんばきび	まんぢう	市のかい うらら丁
大ゆひざし手	かま	瀧川丁
雪見燈籠	かま	大工丁
道をしへ立石	氷 こんにやく	十丁メ
孔	雀	ビイドロ 靈符
大	筆	紙 同
花	籠	ぜに 天神内
鯉ノ瀧のほり	乾物	同
大	鈴	いかき 同
占	者	人形 同
八挺鉦	全	同
娘道成寺	紙さいく	同 所
孔	雀	乾物 市のかい
見世つき	ほうらく	同
助八かとり姫	紙さいく	市のかい うらら丁
松はやし	石	大工町
大煙草盆	石	同
うさぎ	らう	津國丁

八

源頼義	人形	綿屋丁
卅三間堂	かうし ふた	なにははし 北
唐桐	きせる	興正寺
たこニ海老	荒物	同
鳥大よせ	土細工	新門
大	牛	天神橋丁
鯉の瀧のほり	水引	越後町
芝居ノ表	同	同
石燈籠	みかん籠	三丁メ濱
からくり	德利	新地
大川はなし	同	同
寶船	さなだ	新門
仲居	人形	六丁メ
蘇鐵	まんぢう	七丁メ
鷹	天秤	同
梅ノ鉢植	錢	天神内
うさぎ	かさ	又治郎丁
花	たて	せに 興正寺
唐	松	金物 うらら すじ門
仲居ニ親仁	人形	新門
かなどうろう	家具	同
つゝみ三たいこ	ぜに	越後町
蜘蛛の巢	いかき	同
菊	同	同
立札	紙	三丁メ濱
寶船	袴	ちんち
大	龍	船道具 十一丁メ ふいこや
松にふくろう	せと物	新門
石	橋	重箱 七丁メ
蛸坊主猫	虎口	七丁メ
鶴	とうしん	同

九

攝陽奇觀 卷之四十三

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 二月 島之内佐野屋橋筋古手屋の手代仕置

松原町

幼少の主人を折檻の爲鯨尺にて打ひよし終に父聽ニ達シ右の手代入牢の上御仕置被仰付

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 八月十九日 うつぼ新天満町古座屋和助宅におゐて三味線本手壹部

菊崎 檢校

弟子

調之

菊橋 勾當

卯中刻始 亥下刻終

表

りうきう

と

り

こ

し

ふ

し

よう

浮世

ひ

んだ

あ

の

び

裏

賤
端手

錦

木

青

柳

待にござれ

長

崎

ひ

し

や

小

松

くれない

か

た

ば

ち

京

鹿

子

中

早ふね

や

は

た

らん

ご

や

ミ

す

ゆりかむ

な

よ

し

ら

う

さい

二上リ

奥

七ツ子

浅

黄

茶

碗

松

む

し

晴嵐

さ

か

る

中

島

ほ

そ

三下リ

以上三十貳曲終

〔編者曰ク原本此ノ所六行空白〕

一 一目連の事

北伊勢桑名郡多度山に多度神社あり 桑名城より行程三リ乾に當ル

攝社に一目連祠といふあり天目一箇命 古語拾遺云 天目一箇命ハ筑前伊勢兩國忌部祖也姓氏錄云

天津比古禰命子天麻比止都禰命

社説云 北伊勢洪水暴風の災ある時は此神出現してその難を防ぎ給ふとなん神幸ある時は山河鳴動して雷電

攝陽奇觀 卷之四十三

す故に北伊勢に洪水濤ツミの禍なし神靈の應驗今古に變らず新なる事世のちる所也或説云 式内多度神社といふは此天目一箇の社をいふ也後に本社天津彦根命を祭るすなへち親神なるゆへ新宮本社と成りて一目連は攝社に成給ふといふ可否詳ならず

〔編者曰ク原本此ノ所九行空白〕

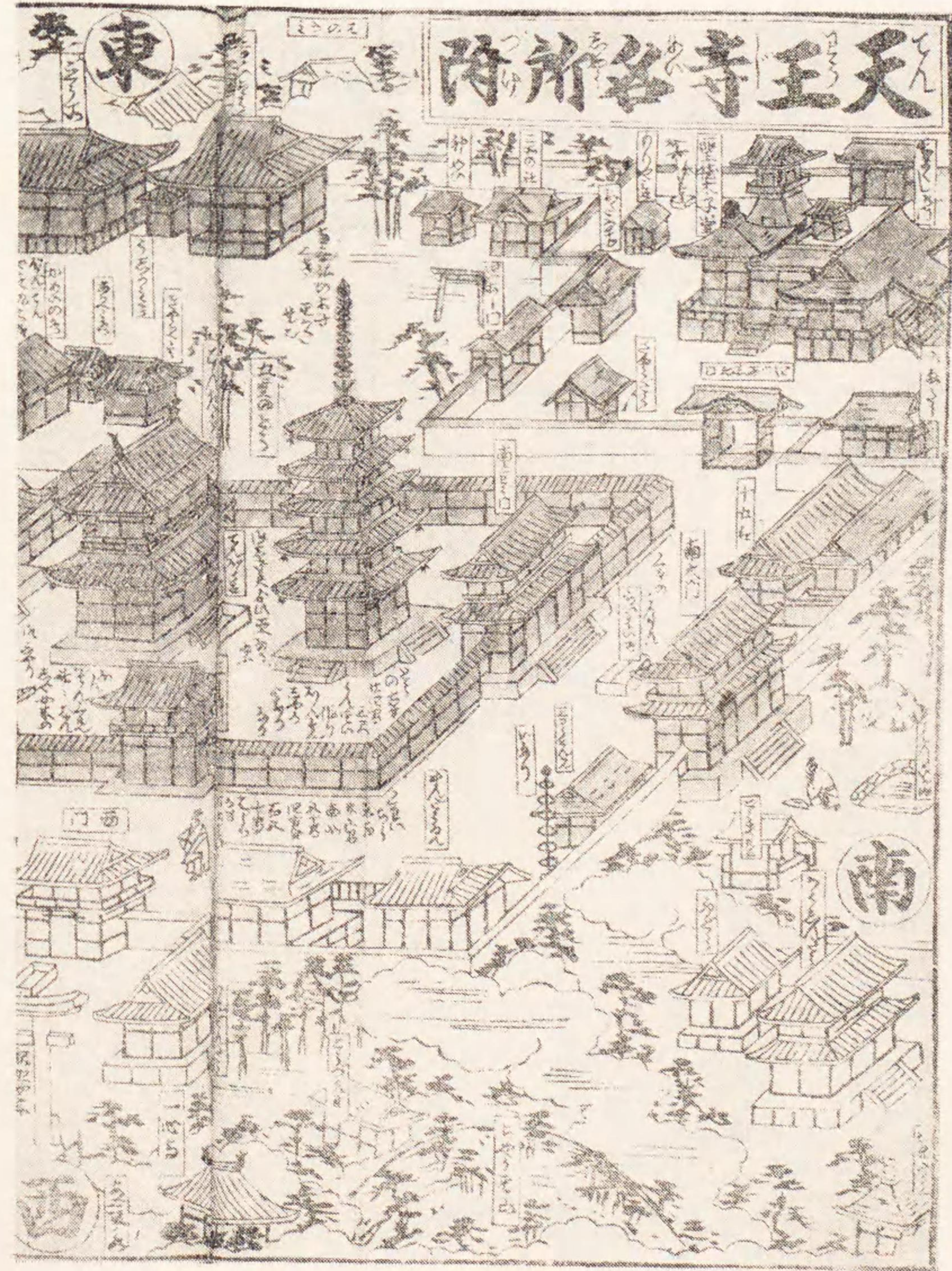
一 十二月四日夜八ツ時 四天王寺焼失

其夜小雨降り雷鳴出シ雷火大塔の三重目坤の間に落夫より金堂にうつり諸堂三十七棟録回録ス翌五日朝四ツ時頃火鎮ル

諸堂再建積書之覺

- 一 東照大權現様御宮 銀 百卅貫三百八十匁
- 一 金 堂 同 五百八十貳貫百八十七匁三分
- 一 五 重 塔 同 九百卅四貫四十六匁九分
- 一 講 堂 同 六百六十四貫三百八十八匁五分
- 一 六 時 堂 同 千貳百十五匁八百八十六匁四分
- 一 太 子 堂 同 四百卅四匁四百廿四匁四分
- 一 寶 藏 同 五十六匁五百九匁六分

- 一 以上七箇所足代 同 百七拾七匁百廿五匁
- 一 二 王 門 同 四百貫七百卅四匁三分
- 一 西 重 門 同 百四十九匁七百五拾匁九分
- 一 回廊之内井戸屋形 同 三貫四十七匁九分
- 一 回 廊 同 百九十五匁八百四十五匁
- 一 樂 屋 同 十五匁五百六匁八分
- 一 舞 臺 同 十貳匁三百廿七匁四分
- 一 鐘 樓 同 百八貫貳百九十七匁七分
- 一 鼓 樓 同 百八貫貳百九十七匁七分
- 一 食 堂 同 百廿九匁五百廿匁五分
- 一 太 子 築 地 同 卅貳匁五百卅七匁四分
- 一 太子西脚門虎ノ門ト云 同 十八貫六百拾匁壹分
- 一 同 北四脚門猫ノ門ト云 同 十八貫六百拾匁壹分
- 一 唐 門 同 十八貫八百拾匁六分
- 一 同 鐘 樓 同 六十二匁七十四匁八分
- 一 御 柵 所 同 十六貫四百卅七匁五分



- 一 經堂 同 五貫百十七匁八分
- 一 熊野社 同 二匁百六拾匁八分
- 一 神明社 同 二匁廿七匁六分
- 一 太子之内井戸家形 同 壹貫百目
- 一 御晝所 同 五十六匁七百十三匁九分
- 一 十五社 同 五十一匁百六十六匁壹分
- 一 南大門 同 三百五貫三百卅六匁五分
- 一 山王社 同 三匁八百五十六匁三分
- 一 三昧堂 同 卅五匁四百四匁七分
- 一 石神堂 同 八百廿匁
- 一 御供所 同 十八匁五百八十七匁三分
- 一 經書堂 同 三匁五百八十七匁三分
- 一 閼伽井堂 同 壹貫百廿七匁三分
- 一 龜井堂 同 廿匁五百九十二匁三分
- 一 燒殘リ方丈門崩レ有之造作入用 同 三貫目
- 一 西門所替造作入用 同 四貫貳百七匁

- 一 僧坊十二ヶ院入用 同 三百七十一匁百目
- 一 諸堂足代 同 廿四匁目
- 一 普請小家 同 五匁四百拾匁
- 一 木挽小家 同 壹匁七百九十七匁
- 一 鑄物師小 同 壹匁六百九十六匁
- 一 鍛冶師小 同 銀六千四百拾貫三百六十六匁貳分

又外ニ諸堂用具新調

銀九十八貫五百廿一匁八分

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

- 一 享和二年戊正月十五日 蓮池前鐘樓假堂棟上ケ
 - 一 同年二月 皇太子影向假堂 龜井の水假家
 - 一 文化四年卯四月廿二日より 引導 鐘 鑄 同廿六日迄御佛事
 - 一 同 十月十一日より 同 撞 初 同十五日迄
- 天満市場吉野屋九右衛門建之
- 大坂某寄進

攝陽奇觀卷之四十三

一 同 五年辰三月廿八日 鉦 始
 一 同 四月三日より 地 築并地 祭 同廿三日迄
 一 同 八年未八月二日 太 子堂手斧 始
 一 同 十月十五日 文 珠堂上棟
 一 同 十一月八日 同 御遷佛
 一 同 九年申正月八日 妙 見宮御遷座
 一 同 正月廿八日 講 堂御入佛
 一 同 二月一日 藥 師堂御入佛
 一 同 二月三日 萬 塔院御入佛
 一 同 二月五日 六 時堂御入佛
 一 同 二月十五日より 太 子殿石築 同廿二日迄
 一 同 二月廿六日 五 重大塔手斧 始
 一 同 二月廿八日 同 九輪鑄初
 一 同 三月十五日 惣 輪塔再建
 一 同 三月廿五日 九 輪假建
 一 同 三月廿八日 金 堂上棟

一 同 四月一日より 諸 堂開帳 同十四日マテ
 一 同 四月十五日 戒 名供養
 一 同 四月廿二日 二 王門上棟
 一 同 五月十一日 同 兩階子屋上棟
 一 同 五月廿三日 同 入佛
 一 同 五月廿四日 十 六羅漢入佛
 一 同 同日より 同 入佛供養 同三十日マテ
 一 同 六月一日 戒 名供養
 一 同 七月廿八日 十 五社上棟
 一 同 八月一日より ^{家根替ニ付} 勝 曼愛染御入佛 同三日マテ
 一 同 八月二日 東 北回廊上棟
 一 同 八月十日 十 五社拜殿上棟
 一 同 八月十五日より 南 唐門地築 同廿一日迄
 一 同 八月廿二日より 十 五社正遷宮 九月一日マテ
 一 同 九月十日 東 回廊上棟
 一 同 十月五日 五 重大塔柱立

一同十月十三日 太鼓樓上棟
 一同同日 鐘鼓樓假釣
 一同十月十七日 御宮正面築地上棟
 一同同日 東ノ鐘假堂へ引移
 一同同日 御宮北手築地上棟
 一同十月廿五日 御殿鐘樓へ引移上棟
 一同十一月八日 元三大師入佛
 一同十一月十一日 塔初式
 一同十一月廿五日 御宮拜殿上棟
 一同十二月一日 西鐘樓上棟
 一同十年酉正月八日 熊野宮御遷座
 一同正月十日 大塔二重目上棟
 一同正月廿二日 三寶荒神上棟遷座
 一同正月廿三日 大塔真柱建つぎ
 一同正月廿六日 御宮賺高堀上棟
 一同二月一日 御殿井戸屋形上棟

一同二月十日 御宮北ノ門上棟
 一同二月十三日 虚空藏入佛
 一同二月廿五日 大塔三重目上棟
 一同三月五日 御宮上棟
 一同三月五日 南唐門上棟
 一同三月十一日 太子御殿上棟
 一同同日 同作合上棟
 一同同日 同拜殿上棟
 一同三月十五日 法樂御式日
 一同三月十六日より 同御祈禱
 一同三月廿一日 寅之門上棟
 一同三月廿八日 金堂御入佛
 一同四月一日より 同御供養
 一同四月十五日 塔四重目上棟
 一同五月十日 猫ノ門上棟
 一同五月廿八日 大塔五重上棟九輪上

同廿二日マテ
三七日

一同八月二日 大塔入佛
一同十一年戌三月十一日 太子殿正遷宮

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

四天王寺再建 忠臣藏九段目見立

唐土の豫讓日本の大星
嘸本望で御座らふの
幸ひけふは日柄もよし
お尋にあづかりお耻しい
爰を仕切てかうせめて
昔より今に至る迄
手負なからもぬからぬ本藏
ほんに世話でござらふの
つくり立しは大星か
御計略のねんぐへんとゞき
相手かへつてえんやどの

あわ太郎
寺中惣坊
諸堂入佛
紙子佛
回廊
石の鳥井
元三大師
角の芝居寄進
金堂
二王門
薬師堂

一別以來めづらし
コリヤ聞ところお石さん
風雅でもなく洒落でなく
義心とい、計略とい、
正直をもと、するお心
行義とい、器量とい、
下地はおなじ桐枕
うつりかへるは世のならひ
出行足も立とまり
谷の戸明て鶯の
すこしは心やすまりて
抜たる刀さやにおさめ
格別の沙汰も有べきに
人の心の奥ふかく
あのことくいつちして
大竹も雪のおもさに

妙見堂
若大夫寄進
骨堂地藏
引導鐘
西門
惣輪塔
釘なし堂
新古二王
手水車
十五社
文珠堂
講堂
六時堂
太子堂
寄進皆納
五重大塔

ハ、ア志たりく
聲掛られて思はずも
こつては思案にあたはずと
つ、か、らんず其けしき
様子を窺ふ
閨の契りはひとよぎり
俱にひつそと
いかにひけなされうとて
回向念佛は戀無常
雪にたへむは弓同前
酒がほたへる雪こかし
兔や角と聞合せ
底意を明て見せ申さん

石の舞臺
猫ノ門
東門
牛神
鏡ノ井戸
安居天神
萬代ヶ池
合法ヶ辻
念佛堂
庚申堂
愛染堂
在々の寄進
龜井の水

口上

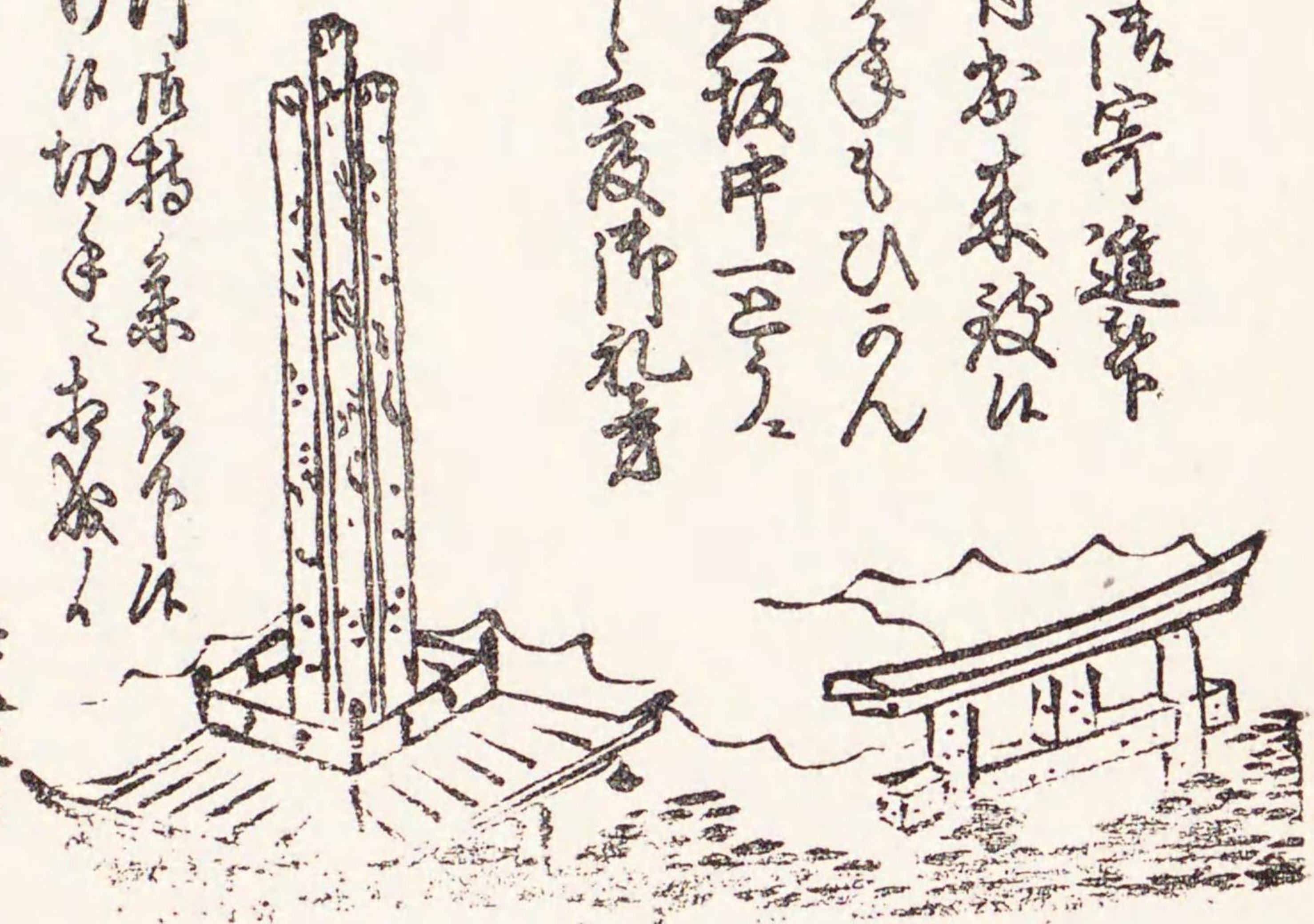
此奉 忍びん志法守進草
又重六塔一重目お東波の
大悦をな存ん今もひらん
所志おのぞむと板中一とん
所寄進由教やと夜所礼者
系と仕ひん

酉
正月

はまありひがんの世門の物系は
所方梅三玉門にあげの切手とお

四天王寺

役者
講中



〔編者曰ク原本ニハ前頁ノ口上ノ上ニ次ノ通リノ書入レアリ〕

天王寺五重大塔再建ノ爲天王寺講中大坂町中を相頼ミ二季の彼岸に近鄰へ配ル志の茶の子物を勘略しその料を天王寺へ寄進致させ此寄錢も夥しき事にて大塔の益と成たり

享和二 壬戌

- 一 正月十五日 天王寺蓮池前鐘樓假屋上棟 天満市場吉野屋九右衛門建之
- 一 二月 同 皇太子影向假堂龜井の水假屋立
- 一 同月 玉造森之宮神木に鶴の巢籠
- 一 四月 風邪流行 大坂の市中風の神送り夥シ
- 一 同月 編笠茶屋心中
- 一 五月 座摩宮開扉
- 一 同月 南紀より白蛇來ル 岩田町吉田殿御用所の裏へ後年勸請ス
- 一 同月 龜井町御靈宮火 焼失之後氏地より寄進物夥シ
- 一 七月 同社ニ而京祇園町より少女の女義太夫來り大當り
- 一 十月廿八日夜 住吉火 奥ニくハシ
- 一 今年 兼霞堂木孔死 兼也
- 浪華の書藏家一奇人也
- 一 九月 博勞町稻荷社寄進芝居日數八日興行

一 十月 尾上鯉三郎一世一代

角ノ芝居姉川座

(拳禪廓大通

敵討巖流嶋

一 六月 新町ねりもの

唐詩選

見附 能舞臺

一 同 堀江ねりもの

新刻

國字風俗合畫譜

見附かさりもの

貝 桶

一 同 坂町ねりもの

探題 源氏湖月抄

見附臺 桐壺

一 同 南新地

題 長明方丈記

見附 加茂川

〔編者曰ク原本此ノ所約半丁空白〕

一 七月一日 攝河大洪水

六月廿八日同廿九日兩日風雨はけしく七月一日より洪水攝河に溢れ村々貳百餘箇所水災の百姓等東西に奔走して憫勞すといへ共 公命ありて難有も夫食を給り水難の數百人雨露を凌ギ飢渴を免れぬ偉哉 御仁政の徳風仰ても仰べき 御恩澤筆頭に盡しがたし且大坂市中の施行ハ助船を給り退阪の小村たり共行届かざることなし委しくは攝河水損村々改正圖あり

河 叅

交野郡 八箇村

讚良郡 十三箇村

河内郡 五箇村

若江郡 廿六箇村

澁川郡 十箇村

茨田郡 八十九箇村

攝 叅

東成郡 四十九箇村

西成郡 十二箇村

島上郡 廿七箇村

郷村合 二百三拾七箇村

攝陽奇觀 卷之四十三

一 十月廿二日 御觸書

當七月攝河州水入ニ付堤入用之明ケ依繩等御買入可被成ハ處無代ニ而指上ハ段奇特に被思召ハ依之銀五十枚此度被下ハ段割取可申様此段三郷町中へ相觸可申ハ以上

十月廿二日

一 洪水之節數種の戯作有之そが中の一二章を記し置ク

農夫軒洪水撰 四民混雜徘徊

古池や蛙なかるゝ水の音
往來に聞ハや乳母の里便
嘸涙施ン行見ても水見ても
迷ひ子の泣々つかむ握り飯
恐ろしやされハ野川の水の音
出る事も高見の家や見た斗り
アレ聞よ堤切る夜の鐘の音
ひとり乗る舟作らせん水見舞
蒲國着て寐たる人なき東在
里人の渡しハハぬ橋の番

行人よ京へとならハ狀一ツ
洪水や裸て逃て橋ニツ
洪水や何を茶に汲む東在
水に添ふて七月二日三日哉
洪水や我宿なからカ、り船
森の宮の憂を羨む干損在
朝の間に釣瓶を提て貫ハ水
いささらハ水見にこけぬ所迄
高水に損せぬものや葭屋橋
扱と先あたまは剃つ御救ひ場
洪水に引處なき牛の聲
百性野働せて鹽に鮒を賣世かな

葭屋はし橋杭ナシ …… 原本此ノ所以上ノ書入レアリ ……

御救場京橋ノ南詰ニ御小家建 …… 原本此ノ所以上ノ書入レアリ ……

所々の堤切所より鮒多く取りて大坂へ賣ニ出たり …… 原本此ノ所以

上ノ書入レアリ ……

享和三年戊七月橋之少

新收之跡 番附

水希代

山子丹

水の源

水

加底 高野山 大觀 加底 加底 加底

加底 加底 加底 加底 加底

加底 加底 加底 加底 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

結 川 加底

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

攝陽奇觀

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

源八

川

東都落穂集云 中古以來諸國共に繁々洪水にて堤を押切田畑の損亡あるは天災といふにあらずまた境川除を
 いか程念入丈夫になす共出水洪水ある事 御治世の永久なる驗也天下亂世の時代にはたとへ水出など有之て
 も諸人左のミ苦勞にも思はず其子細は亂世打續き爰にても彼所にてても大合戦小取合有之節は其合戦の度毎に
 多きか少きか雙方に討死の者なき事は無之たとへば一度の軍に打死の者千人あらば其中にて侍分の者は百人
 か百五十人有なしにて残る八九百人の死亡は大方足輕長柄箆持等を初め其外雜人素肌者斗り也侍分上の者は
 皆々相應に具足甲を着し身の固めをも致し居れハ弓鐵炮にあたり鐵長刀にて突る、其實は手疵も淺く其うへ
 古來より申傳へに勝手手前は人を討ち負る手前は人に打る、とあれハ戰負て敗軍ニ及ぶ方には討死多きもの
 也其敗軍の刻も侍は馬に乗て引退ひ故打死の者も少く其討れたる足輕長柄に箆持を初め鐵持馬の口付など申
 類ひの者迄をも悉く其替りを召抱不申ひては重而の軍役勤り難し然れ共早速召抱ひにも治世のごとく牢人の
 下々と申ても稀なるゆへ知行所へ懸り百姓共の中にて器量を撰み召出し相果ひ者共の跡かひりと仕る事ニ有
 之ニ付連々と知行所の百姓數少く成り作り手の無之田畑も多く相成ゆへ跡に残り罷在農人共は本田畑にても
 あれ地面宜しからざる場所をハ捨て荒し主なき能田斗りを作申事ゆへ程遠き野田山畑などをハ捨置ひニ付山
 畑は不立に成野田は一面の草野と罷成を以てたとへ洪水など致してもあはらくは草木の枝葉に雨を受留ひゆ
 へ河水へ落入り事も遅き道理にて又治國には鄉村の人も次第に多く相成ひ故本田畑斗りを作りては間に合
 兼いゆへ山を切開きては山畑となし裾野の芝を開きては野田と致スニ付少の雨にも山野の土砂流出て河水へ
 落入りニ付連々と川底埋れて水淺く川幅廣く流れひ故境川除所を破損も繁々に相成ひと也知足軒友山老翁云

享保十二年 我等若きころ攝州高槻の近所番田と申所へ罷越百姓の家に休居申處淀川を登せる船間近く見へ
 年齢八十九歳 年が中に乗居申男女の人數迄も相見えいニ付其家の隠居らしき老人の居いニ向ひ以前よりあの通に有之い哉
 と相尋ひへは其老人の物語ニ我事當年八十六歳に罷成ひ身共など若き頃にはあのごとくなる高瀬船の帆中斗
 り相見え中々船などの見え申事にては無之いしがいつとなくあの通りに船の中までも見え申様に相成ひ其節
 ハ此所の堤なども押切申ごとく成ル水の出いと申事稀なる様ニ有之い只今にては切々の水入にて迷惑仕ひよ
 しいへりとぞ

左あれば洪水の繁きは昇平のいさほしを目前にあらはせる也と思ひて治世の民 公の恩澤を志るべし

〔編者曰ク原本此ノ所四行空白〕

- 一 二月十九日より 天満社菅神九百年神亥執行 廿五日迄
 并神寶御影開長
- 一 同日より 東寺町寶珠院開長
- 一 河州道明寺開長
- 一 十月 住吉社火

十月廿七日むらちくれして廿八日吹上々西北風烈しく吹さうしき所其夜四ツ過住吉の西鳥居の内
 左りかわの大工小屋より火を出し反橋の西詰の茶屋へうつり飛火東詰の煎うり屋へうつり兩鄰の茶屋

へくへしくまねはすまいり給へる道のほと君のにはひはさら也隨身の弓やなくるおひて供奉せるはた童の
 扇もちて志とけなけに志たかへるなと子の日ならては千世をこめたる小松か原を分入ほとおもかけた、繪
 にかきたらんやうにていと目もあやなりかゝる折にあへるを誰もくよろこひあへるそ春の海邊のおもて
 をこしなるかしされへよ神たにも氣たぬけふりに志ほれし木草も今に榮えを見せつへくまして太神のあめ
 つちと俱にかきりなく君を守り世を惠ませ給ふ御光志のしましはりし塵にも中々曇らて猶やはらけ給ふら
 んかしとおほゆるそいしきまことや廿四日夜まろうとの君やつかれに官府渡し給へる序に末廣扇を惠
 給はりて是なん 上の御手つから拜賜有しとぞ聞え給ふさるやことなき玉しきの露の御惠ミ千早の袖まで
 もかゝりぬるかしこさからのやまとの歌をさへまねひ出し侍るになん

本是君王恩賜扇

持來惠我羽林公

享和敍曆第三歲

忻見佳賓拜德風

末廣き惠そうれし天津風くもの上より吹傳え來て

津守國禮

同 奉幣使の立給ひし事をよめる國禮のうたあり

住吉の里そ賑ふ此春は神と君との惠ミかさねて

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 正月五日 實惡 山村儀右衛門死

法號

俳名五登 行年六十八歲

一 壬正月 九條村ニ白雉出ル

一 夏 はしか流行

諸方の醫家より食物能毒の施印多ク出ル病人金柑梨の類ひを好ムゆへ其價貴し

一 五月二日 嵐來芝死 行年七十二歲

法號 慈法院本譽密嚴鑿海居士

一 三月 座摩社内ニ而江戸淨留璃女太夫芝ノお傳出勤大當リ

一 今年 七福神順拜發起

- | | | | |
|----|-----|----------|------|
| 壹番 | 布袋尊 | 北楚不動寺南門前 | 善通寺 |
| 二番 | 大黒天 | 同 東門前 | 五智院 |
| 三番 | 福祿壽 | 坂町うら | 大見寺 |
| 四番 | 壽老神 | 眞田山 | いなり社 |
| 五番 | 辨財天 | 生玉 | 南坊 |
| 六番 | 多門天 | 長町 | 大乘坊 |
| 七番 | 惠比須 | | 今宮社 |

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 十月 淺尾爲十郎一世一代

病氣ニ付狂言不出中之芝居姉川座にて一世一代の口上斗り 市川團藏引合ニ而勤ム

一 三月 島之内三津八幡宮正遷宮

氏地所々に造りもの多し

淀川	八景	道頓ぼり	炭	鳥	井	御池	通								
よど	ノ	城	心齋	はし	筋	孔雀	茶屋	心齋	はし	筋					
蝶	ノ	舞	八まん	西	桐	ニ	鳳凰	金屋	はし						
伶	人	舞	八まん	すじ	竹	馬	さの	やはし	筋						
神	功	皇后	心齋	はし	筋	神	功	皇后	金屋	はし					
錢	ノ	松	御	前	丁	錢	ノ	富士	壘	屋	町				
羽	衣	心	齋	へ	び	か	い	る	三	津	寺	町			
ハ	ヂ	キ	猿	大	丸	西	木	ノ	燈	籠	久	左	衛	門	町
鎧	布	袋	町	切	籠	さ	の	やはし	錢	ノ	鳥	井	尾	上	町
錢	ノ	鳥	籠	布	袋	町	錢	ノ	鳥	井	尾	上	町		

よ	ね	た	わ	ら	す	は	う	町	鍋	ノ	燈	籠	久	左	衛	門	町
忠	臣	藏	見	立	三	津	寺	町	繪	馬	掛	所	三	津	寺	町	
上	下	ノ	船	同	傘	ノ	孔	雀	久	左	衛	門	町				
寶	船	八	ま	ん	す	し	達	磨	三	ッ	寺	町					
鬼	灯	す	は	う	町	猩	八	ま	ん	西							
や	ん	ま	八	ま	ん	す	し	市	中	八	景	布	袋	町			
絹	ノ	燈	籠	心	齋	は	し	筋	絹	鳥	井	三	休	は	し		
絹	ノ	鳥	居	同	松	原	ニ	鳩	三	休	は	し					
松	原	御	池	通	鳥	井	八	ま	ん	西							
神	木	中	は	し	筋	燈	籠	同									
布	袋	町	壘	屋	町	塗	師	屋	町	菊	屋	町					
久	左	衛	門	町	大	寶	寺	町	尾	上	町	炭	屋	町			

其餘ねりもの造り物數多あり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 玉造稻生社正遷宮

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 尼ヶ崎農家より古金を堀出す

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 今年 烟艸元直段高直のよし

竹田芝居ニ而大からくり

高野山女中案内

一 曲馬 野村柳吉 大當り

一 三月 今宮戎正遷宮

所々造りもの多し

牛若辨慶	百性道具一式	今宮社内	狸	々	人	形	宮の内
くちなひかい	貝細工	宮ノ東	戎参り人形				宮ノ前
諫鼓	くり物寶一式	同所	白雉		さゞげ細工	札場東	
戎人形		同	寶船		のぼり吹マキ	同角	

牛	炭さいく	札場南	ひやうたん駒	こ	きせるたはこさいく	同南
住吉踊	てうちん細工	同	鼠		もちさいく	同
舞子人形		宮ノ西	鯨		戎小判	同
戎	三味せん一しき	坂町	雛	子	帶	地札場南
鯛	のぼり吹メ一式	長丁目	戎参り人形		乾物一式	宮ノ内
菊ノ花	恭いし細工	八丁目				宮ノ内

〔編者曰ク原本此ノ所約半丁空白〕

一 (麻) 麻疹流行

はしかおどけなどおとぎ草

吳服店のはしかとかけて、悪性ナ女中心ハ大せいカ□□
 現銀たなのはしか 誓文 拂 ミせめてるて商ひする
 妾のはしか 破れがさ □□いでも捨られぬ
 はしかノないこう 角の芝居桂川の狂言 出かけて引込ム
 年寄ノはしか 所の立師 わかいものニつきあふ
 大坂中ノはしか 流行うた 國々までゆく

旅	で	の	は	し	か	最	明	寺	跡	へ	も	先	へ	も	行	が	た	し																
重	ひ	は	し	か	い	し	や	の	二	の	あ	し	脇	へ	御	見	せ	被	成	ま	せ													
惣	嫁	買	ふ	て	死	ん	だ	噂	評	は	ん	が	高	ひ	か	ど	て	す	る															
乞	食	の	は	し	か	犬	の	□□	る	の	ど	こ	で	□□	や	ら	ど	こ	で	□□	や	ら												
盗	人	の	は	し	か	乞	食	の	く	わ	い	た	い	ど	こ	で	□□	や	ら	ど	こ	で	□□	や	ら									
は	し	か	の	す	く	た	ち	ニ	あ	り	く	人	八	郎	兵	衛	の	出	端	は	ま	が	や	す	ミ	じ	や							
惣	嫁	の	は	し	か	堂	島	の	休	日	野	崎	の	無	縁	經	此	節	の	米	相	場	き	つ	い	不	景	氣						
は	し	か	の	ま	じ	な	い	所	々	の	夜	店	お	や	ま	の	は	し	か	若	女	夫	は	し	か	は	ね	か	へ	り				
わ	や	く	な	子	の	は	し	か	藥	屋	ト	醫	者	き	ん	か	ん	ト	梨	駕	籠	か	き	に	雇	れ	人	床	髮	結	ト	風	呂	屋

筍	に	う	を	屋	辻	君	安	う	て	も	買	人	か	す	く	な	い
金	山	寺	味	會	祭	り	の	魚	屋	夜	の	内	か	ら	來	ル	

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

はしか おどけ 忠臣藏見立つくし

取	ち	ら	す	も	の	か	た	つ	け	御	醫	者	様	お	見	舞
馬	鹿	つ	く	す	な	と	は	し	か	除	ケ	の	藥			
尋	て	爰	へ	來	ル	人	は	奉	公	人	親					
是	は	短	氣	な	マ	ア	待	て	と	若	女	夫	の	不	養	生
打	絶	ま	し	た	搗	米	屋									
か	ゝ	る	ま	い	か	あ	る	ま	い	か	は	ね	か	へ	り	
お	聞	及	び	の	今	の	身	の	う	へ	肴	屋				
コ	リ	ヤ	聞	所	じ	や	お	る	し	や	様	毒	い	ミ		
お	前	な	り	わ	た	し	也	置	屋	呼	び	屋				
仕	様	も	や	う	も	な	い	わ	い	の	ふ	外	立	違	ひ	
釣	合	ぬ	は	不	縁	の	も	と	見	立	違	ひ				

親子はハア、寺子屋
 ほしがる所は山々、町かみゆひ
 嘸本望でござらふノウ、たべもの
 わしやいや、と、五月節季
 ほしをさいたる、介抱人
 そんなら何か御所望、吳服店
 ミなばた、きんかんと梨
 價の、高い、藪るしや
 のびるはンア、吳服店あるじ
 簡程の家來を持たながら、ちんこ芝居
 手おひながらもぬからぬ、敗毒散
 ミな違ふてから、風呂屋
 こふいふ事がいやさに、胸欲ナ事おつしやり升
 はづかしいやらかなしいやら、娘ざかり
 日本一のあほうのかゞ見、惣嫁買ふて死だ咄

といふて先キに合點せにや、はしかの大妙藥
 どれへなりと外々へ、ゐしや殿の二の足
 およそにまたかと思へれては、再發の介抱人
 斯あらんと思ひ、藥種屋中

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

新撰輕口麻疹斷序

こたび三月下旬より麻疹流行して萬民是に愁ふ五月下旬に至て既に止め是肺より入病なり肺はもと金
 なり其金をとるかすは火也其火ハ南方より來て心火に屬す又元の金水に歸る故に春の土用より發起す
 ると見えたり然れハ天地の間に生するもの一切有情非情に至る迄ものがれがたくたとへは蝕の廻り合
 するに似たり左すれハ重きもあり又輕口嘸になるもあり是を拾ひ集て四卷につゞりはしかの餘毒を去
 にハ笑ひにまかじと輕口はしか嘸と題すといふもやつはりねつにうかされてゐるかア、御茶ひとつお
 くれ
 玉路堂

何が今年の麻疹にて梨の直段ことの外あがりて壹ツが三百五十文と札付してあれは長吉是を見てどう
 ぞほしい物と思ひどふやらかうやら三百五十文工面して梨を買けれ共直の高きものゆへ世間をばどか
 りさすが門中でも得喰はずひそかに内へ持てかへり隠しをき其夜寐所でそつと出しかぶり、喰けれ

ハ旦那此音に目を覺しヤイ長吉よ何をくふて居るぞと尋られけれハ長吉ハイ何も喰は致しませぬ旦那
イヤ〜喰ふて居るであらあがふたら隙をやるときびしく申されけれハ長吉おそれ入てこれは白狀
せねはならぬまかし旦那は謠好キゆへ謠にて返答せんとおもひ

〜三輪の山本道もなし と謠ひけれハ旦那聞取てそれで合點がいた夜るは喰へどもひるミえず

善之丞といふ孝子有けるがはしかにてなくなりけれハ家内おどろき呼生ケけれハ二時斗りして氣が付
キ申けるは扱々こわい夢を見ましたくらがりから廣い河原へ出ると思ふと地藏さまが出給ひ汝はまだ
此所へ來るものにあらずまかし地獄の體を見て歸るべしと仰られけるゆへ御衣にすがりけれハ紫の雲
に乗せたまひ雲のうへより地ごくを見れハ閻魔大王が冠を着ながら飯をたく三途川のうばが藥をせん
じる見る目も目を煩らひかぐ鼻も鼻血を出してゐる鬼ははしかで苦しんで居るやら地獄は亂騒ぎ也と
申けれハ聞人扱々珍らしいはなしを聞きましたまかし鬼までもはしかは志そむないものじやといへばイ
ヤ鬼も十八でござりまするもの

何と太郎兵衛さん夜前はしかの神を送りましたが御らうじましたか太郎兵衛成ほど音は聞きました氣
味が悪さに見ませなんだハテ私もはしかまだでござれハ其通りじやがけふはてつきり川原に捨て有
である見に参りますまいかといへハホンニ仰の通りけふは抜がらで氣味の惡ひ事ハないと行て見る所
が鬼のやうなるものが捨てあるコレハ風の神と同じ事じやはしかの神はどこぞが違ひさうなもの傍
へ寄て見たれハ胴體が麥わらで有た

麻疹（麻）ことの外流行せしゆへ江戸駿河町に大丸の現銀店のやうなる藥店を出しけれハ藥の買人とだへな
く私ハねつがきつう出ましたれどはしかゞ出ませぬそのお藥を下されといへハ手代聲をあけて小供衆
と呼ぶ丁稚ハイ引敗毒散持てこいといふ其次ハ私は麻疹（麻）の跡がさつばりと致しませぬといへハ手代又
聲はり上小供衆とよふ丁稚ハイ引小柴胡湯持てこい又こちらの方には折介が身共ははしかの跡でつき
返しさうでどうもならぬい胸がわるくつて今にもかえしさうだがよきくすりは有めへかといふ手代又
こゑをあけて子供衆丁稚ハイ引ソレはんぞうもつてこい

今年ハ珍らしい事じや東寺の塔が麻疹（麻）を志たと申けれハミナ〜大笑ひして何ほ流行ものじやて、塔
が麻疹をする物かといへハ其様に疑ひしかござれミせん連行て塔へ上り是ミやしやれはしかである
といへばホンニ是ハ不思議と二重目へ上りこれハ又麻疹（麻）が有夫より三重目へ上りこれハ爰にもあり是
ハ妙じやとあきれながら四重目へ上らんとすれハイヤもふ上らずと置しやれ麻疹（麻）ハ三ぢうより上には
ない

元庵様是ハ私が手細工に張ました屏風でござります何成り共御書被成て下さりませといへば元庵老早
速筆を取て

班疹（シ）交流行（カ）没金良醫（モ）以主劑（シ）則愈（ス）

巽風（フ）漸々（シ）來北（キ）止麥秋收（マ）既保安全（セ）

はしかこそ人をおかすものなれと麥の收るころはさるらん

かく書をハリけれハ亭主是ハ何の事を詩哥に被成ましたと問バ元庵これハはしかの事を申たといへば
奥の間の麻疹(癩)やミがハアくつさめ

麻疹(癩)明神參詣の道すがら名所古跡くハしくチト頭痛ねつくと申聞せませう山の取付にほとをり姫の
石像是は世間一とう三らいの作又古哥にある きのふへけふのはしか川一度はわたらねハ叶ハぬ所爰
に力石三ツあり輕きを敷いし重きを乗物いし坪なりの石は清政庵にてこかしたる朝鮮のこけいし右手
にちり神の社古井半藏がはなぢの井戸段々のほれハ六日峠七日峠此かたわきに白絲の瀧高梨の水金山
寺金柑寺一ツさん門あり見舞の人を兼平夜ときかけ松あり北はぬらくらうなぎ谷のながれ大毒にて古
哥あり高野の玉川に似たり

わすれても喰ハ死らんやミ人の高直の毒の川々のうを

是を過て又何でも毒じやいそふな大池ありばいやく山敗毒さん此間より高い斗りあぶなけのなにかつ
こん塔の九りんの半分四リン五も見ゆる一の鳥居はすたらぬ橋のまへにありこはいほど廣いがはしか
の馬場古金あめの鳥井はしか明神御本社ははしか高氏公の建立其後はねかへりさいかうははしかな
いこう久吉公喰でん菜一ツしきは海北かほく要雪の筆本地は大ねつ如來コレ御案内者方角はどつちにあ
たりますハイミな身に當ります

大坂から面白(癩)ひ麻疹の狂哥が出たが聞しやつたかイヤまだ聞ませぬ何といふのでござる

世の中のなをるはしかや家々にまくらならべてくハほう寐てまつ

といへは夫は面白いが古い哥じや廿八年前(癩)の麻疹の時に出たのじやといへばサアそれがはね返つたの
じや

喜介殿どつちへお出じや定めて角力見に御出か與兵衛殿何をいはれるやら此麻疹(癩)の流行最中に何の角
力が出来る物ぞイヤ出来るけなけふが四日目五日目と門トをいふてあるきますエ、夫は麻疹(癩)の事てご
ざるイエく夫でもきのふからせきが出ると申ました

京の田舎の片邊りに正直正六といふ百姓の俸に麥松といふて當年廿八歳ニ成けるが三月廿一日に麥畑
へ行しに何國より共なく白髮の老人藥袋紙の衣を着しいかに麥松我廿八年以前汝生れながらに麻疹(癩)い
たし兩親かなしミ居たりしを我まじないにてたすけたり其歌に

麥どのは生れながらにはしかしてかしての後は我身也けり

此守の徳にて其方も又諸人も助りたり其事さだかに聞覚えつらんさすれハ大恩をミせたる我也今年又
はしかをやらすに付て我斗りてハ手廻り難し汝われに隨ひ來るべしといやおふいはせず引立て何國共
なくつれ行けるかゝる事とは兩親夢にも知らず麥松が歸らざるゆへ東寺の弘法大師様は麥の始りなれ
ハ麥まつ歸りますやうにと通夜をして願ひけれハ御戸帳の内より微妙の御聲にて生れつきかたき麥松
なれハ在所の衆を頼んで随分とよばせく

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

はしか御伽 いたこぶし
一度はするもの

〔今年彌生の初めの頃にはしか流行て若いしゆが果報を待敷家毎に枕並べて寐やまやんす七日八日の峠をへ越たら食事がすゝみ出し力づく也心地よくすつぱりきれいにかせやした是からさつぱり病ひなし〕

心得て居るもの

〔頭痛するのはソリヤはしか前鼻血が出るも構ひなし腹のくだるも大事な食事が行ぬは峠也湯水を急ぐゝ爲ならず風にもあたらぬやうにせよ追々本づく御養生さつぱり氣ぶんが能なつた風呂にはめつたに入まいぞ〕

慎しむもの

〔えらい毒なら先ッ色事よ客はねつから来てくれぬ格子淋しきろくぢ店濟ぬ顔してあよがない夕べも女郎衆がお茶挽た今度のはしかはたをしもの追々客衆のぜんくひいを色里廓に待やした惣嫁で死んだら笑ひもの〕

毒ナもの

〔酢蛸うなぎは扱大毒よほらにするめに海老鯨こる鮒どじやうにすぢがつほすゝき鯨にこちかますもろこ太刀うをはえさへらこのしろ田にしにぶりさといかれかにかいらにいかめばるあかゑに鮮をいミ〕

やした鳥類竹の子くやんなや

毒でないもの

〔まびき大こん長芋うこぎ氷豆腐にあそかだめふき湯葉こんぶに葉にんじん高い物なら近江梨すいきもくすだき玉子とち牛房も喰ふたらせいがつこ段々すくない金柑を方々さがしに遣りやした小豆ほうきとほぢき豆〕

大芝居役者のはしかしたもの

〔叶ミんしに松本よね三藤川八甫に勝次郎團三とく今のしほ淺尾奥次郎芳澤の圓次郎加賀屋の歌右衛門市藏團八友藏や尾上の新七團之介さつぱりこれらはやミやしたちうでも若手は被成ます〕

皮薄で出やすいもの

〔ちんこ役者は皆一時に小市歌介巳之介に京とら三甫藏中とらや大谷友藏仁三郎いな徳哥六に他之介や鶴藏音吉濱九郎平五郎吉彌留次郎楯九郎福松東四郎市川十太はさんすまい〕

流行なんだもの

〔野崎無縁經扱床コ風呂屋惣嫁ぞめきもととなし小茶屋のほんかり借りに來ぬ藝子おやまもるん氣也鮮屋が變じて味曾を賣りうなぎ屋夜店に搗米屋けくゝるしやすかじやとごうわかし按摩がましおやとけなりがるねつから賣れぬははしか除ケ〕

流行たもの

〔醫者と藥屋大金まふけ駕籠は立派に氣ハ勇ミこつそり俗醫がゑらはやりなめた顔してあるかんす權兵衛も俄にかごをかき小いゑのば、唄雇へれ人追々すくだつ病ミ上りさつぱり貸本かりやした見立の番付たんと出た

勿たもの

〔今年はねたはまづ玉造今宮ゑひすの正遷宮京の黒谷鞍馬山茨住吉よふ成た竹田のからくり高野山角丸新もの珍らしい子供の淨るり柳吉が馬て匆られ一さんにはしかは逆ていにやした是からよい事續きます

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 四月七日 盜賊正九郎引巡シ 當考三十七歳

此者ハ曾根崎村神明の邊に住宅し尼屋正九郎といふ世上へは米相庭商人のよし申立平生柔和にして近邊貧家の者へは金錢を貸あたへ當時流行の伊勢講にも加入なし至而慈悲深き人物と見せて實は夜盜を業とす然れ共大家斗りを窺ひて小賊にあらず一夜玉水町加島屋の土藏へ忍ひ入七千兩の金子を奪ふといへ共折節風雨はけしく人更に知らず然れ共天網のがれず持參せし傘を打捨歸りしが右傘の印に尼庄とあるし有之夫より露顯して日ならず召捕られ入牢に及ふ近鄰の者も平生の行狀を知るゆへ初めて盜賊なる事を聞て驚たりかゝる大盜なれども引廻シ斗りにて梟木に掛らざるゆへ助命して高野山に在りなど、風説すれども死級は近邊に恩を得

たる者共密に手筋を求めて貰ひ受ケ北野の寺院に葬り石碑も有之よしなれ共 公を恐れて寺號戒名などもさだかに知る者なし其外雜説有之共略ス

一 京都西本願寺騒動ニ付大坂懸所津村御坊其外島之内萬福寺を始メ末寺閉門

觀至之異譯 視京之意

恩德廣大ノ西御殿
諸大夫ニ勅シテソ
廣大甘ハキノ中ニ
謀叛人ヲバエテハシム

究竟博愛ヲ王勅セシメ
宿因ツノ朝ヲ待スシテ
本行微害ノ今ヒニハ
河内ノ国ニ下テラレキ

頭證兵部謀計シテ
大瀧薩州寒松寺
川那部富永惠珠房
下橋宮内平井等

大賊才ノノノ諸トモニ
一味同心ノツミヒトヲ
密談モラサ又誓約ニ
連判引入セシメテリ

接待講ハ瞑怒シテ
蒲生是賊ト示シテソ
川細カセリヲ害セント
ツキシツルキヲ取レケリ
加納權太才サヘテソ
主馬シラ助ト耻シテ
不直終死トナシテソ
兵庫送心イサノケル
能化八僧子シゴロニ

法中門徒方便シテ
正化ノ我縁熟スレバ
十二講ヲ證トシテ
少進帰役真セシム
叛逆異解格別ノ
非カノ悪心ヒルカヘシ
従来正化ノ信心ニ
通入セント子カフベシ

去年已来申セドモ
坊官家老キイレス
今更後悔血ノナミダ

支河頭ノ非道ナル僧ヲツラノ案スルニ凡
馬麻ナルモノハ四人ノ家老中テホロシノゴトク
ナル一朝ナリ未ク一端ヲ心ニカケタルト云コトヲ
キカス一生スキヤスレ令ニ至リテ誰カ悪人ノ御イ
ケシヲ申スベキヤ我ヤサキ人ヤサキ善トモ知ラス
悪トモ知ラスニクミ煩フモノハ本ノレツク未ノ露
ヨリモレゲレトイヘリ朝ニハ河显アリテ夕ヘニ閑
門トナレル身ナリステニ二條ノ使来リ又レハスナハ
子ニツノ門夕子ニ子ニト子ニツノ家長ク夕ヘ又レハ

高慢ムナシク言ハテ當時ノイキホイニ矢ヒ又
 ルトキハ坊官家中集リテナゲキカナレノ尻
 更ニツノカヒ有ヘカラス片時モ置ユトナラ子ハ
 トテ河内ノ国ニ送リテ長々押エノ又レハ唯票
 人ノ名ノミ残レリニクシト云モ中々思カナリサ
 レハ河内ノハカナキユトハ同行不正ノ甘カヒナ
 レハ誰ノ人モ早ク御堂ノ一大意ヲ心ニカケテ
 飽見心房ヲ深ク夕ノミテイラセテ見物申ス
 ベキモノナリ悪ガシコ

〔編者曰ク原本此ノ所半丁空白〕

一 近世浪華市中流行

繪本 太閤記
 逢坂の清水
 三段針かねノ髷上ケ
 婦女衿うら返し
 おだれ突抜キ看板
 町娘の三味線稽古
 腰提ゲの鏡袋
 妙見朝参り
 出シ店の人相見
 娘の廣袖
 芥子坊主の稚好髻
 李冠仕立の着物
 淨瑠璃ノ出語り
 アゴノ太トかんざし
 絹ばつちの尻からけ

攝陽奇觀 卷之四十三

都名所圖會
 大長寺の茶店
 唐銀のかんざし
 婦女尻叩キ帶
 大戸ノセリ上ゲセリ下ゲ
 奉納ノ生花
 縫箔の衿掛ケ
 金毘羅の御百度
 橋上の豆茶店
 生ぬきの奴
 女子のおほこ仕立
 細ぐりの袖口
 夕時ノ太功記
 錫の道具で立派ナ砂糖水
 おやまの絹足袋

鏡合羽	竹先ノ提ゲ挑灯
黒天の女帯	黒縮 <small>(緋)</small> 面の江戸帽子
右京柄	中拂節季なし
太夫の町名で譽ル	役者を家名で譽ル
羽織ノ引掛ケ紐	長おゆばん代りのこしまき
重荷持の倒 <small>(カクマ)</small> 儒 <small>(儒)</small> 伴	けたまたけノ股引
おんを増ス練藥	請合ノあつくすり
孟宗ノ竹の子	幟立た砂糖店
古手物ノ夜見世	瀬戸物の焼つぎ
有難屋ノ菜籠	切手ノ茶の子物
草の早道	堂島下駄
吉原仕立ノ紙入	一文字ノ上下
やたらに看板掛た藥取次店	酒屋の門口のにうり屋
役者ノ似顔畫	おやま藝子の顔似せ繪
立派ナのごきかんぱん	夜啼うどん屋ノ大行燈
切芝居ノ座ふとん	ふぐ汁屋

長羽織	雲	髻
大師巡り	名物おいしいの	
鹿子ノ鬻くゝり	古下駄の夜見世	
男ノ綿ほうし	笛ふいてあるく按摩	
女ノ羽折	書出し醫者	
淀屋橋の腰さけ	栗ノ岩おこし	
徳用油	にしん昆布まき	
女夫肴		

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 新町東口虎屋の看板に婦女の半身浴祇園町井特畫にて生るがごとし其頃市中の噂に右の畫眼の玉働くといふ其後所々に半身のおやま畫流行す

〔編者曰ク原本此ノ所參行空白〕

一 須磨琴流行

板琴にて唱哥ハ源氏須磨の卷の歌または行平のうたなど以て彈ス

一 煎茶流行

近世雅俗ともに専ら好めり煎茶式の小冊出版ス

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 景盤流行

浪花の市中に大ひに翫ひ好人山巡りとして遊觀ス

○文化元

甲子

〔二月廿日改元〕 百九十年 〔編者曰ク原本ニハ「百九十年」ノ四字朱書〕
今年より後六十年の間に生ル、人皆下元也

一

一 今年河菟葛井寺より毎月子ノ日開運の守りを出ス

大坂市中より諸人此守りを受んとて參詣羣集ス

二

二 二月 玉造森之宮鶴の巢籠

〔編者曰ク原本此ノ項ノ上ニ〇印アリソノ何ノ故ナルカヲ知ラズ〕

一

一 三月 内平野町神明宮正遷宮造り物多シ

一

一 五月 今年勸進相撲ニ羽菟大童山文五郎 十六歳

土俵入斗リニ出ル目方四十五貫目生得書を好みてよくす

一

一 同月 ばくろう町稻荷へ同御旅所へ砂持大羣集

一

一 當夏 太夫醴酒

新町の太夫身受の客零落ニ及びし故世渡りの爲也とて北濱難波橋の邊へ醴酒店を出せし處美婦なるゆへ大ニ
繁昌ス 花はむかし名はさくら木の醴ヒトコサケ

其頃角丸芝居ニ而 百村友九郎 太夫あま酒の場を新狂言

〔取組〕…原本此ノ所以上ノ書入レアリ…

一

一 七月 高津社内男松ニ靈芝生ス

攝陽奇觀 卷之四十四

一 同月 三郷へ白銀頂戴

一 昨年北河内水入之節大坂三郷より色々施行致し段 御上聞ニ達シ此度三郷へ白銀貳百十五枚被下し
表借屋名前壹人前ニ鳥目十二錢頂戴ス

一 四月四日 實惡 淺尾爲十郎死 行年七十歳

法號

一 今年 堀江市の側東がり新芝居不繁昌ニ付町家ニ建替ル

一 鞆織といふ帶地流行

寛政中角の芝居ニ而中山來介 ペン附屋 文七の事 忠臣藏の幫間役ニて着初メ其後鞆邊の婦女絹絲を以て織出せしより専ら流行してうつほ織といふ

一 江戸長唄 大坂ニて流行出し素人の好士稽古して諷ふ囃子の鳴物を交へて其羣れをチリカラ連と呼ぶ

五大力	舊跡	嘶	禿面かぶり	都萬歳
唐子	鹿島踊		五雁金	綱手車
關寺小町	戀の舟長		黒木賣	鷺娘
昔嘶	艸かり		髭奴	二見すがた
都座頭	傀儡師		鳥さし	茂三順禮

田舎座頭 一代奴 花奴

其外三都かぶきの手踊の唱歌七變化九げなどの類を専ら諷ふ番組數種あれハ略ス

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 繪本太閤記

法橋玉山畫寛政九丁巳 秋初篇出板七篇ニ至ル

江戸表より絶板被仰付 其趣意は右之本江戸にても流行致シ往昔源平

の武者を評せしごとく婦女小兒迄夫々の名紋所など覺い様ニ相成一枚繪七枚つゞき或は三枚續きを爰は何國の戦ひなど申様ニ相成所浮世繪師哥磨と申もの右時代の武者に婦人の畫をあしらひ紅摺にして出し

戲文繪本太閤記といふ外題も本書絶板ゆへ當時ニ而ハ繪合太閤記と號ス ……原本此ノ所以上ノ書入レアリ…

太閤御前へ石田兒ニて目見への圖に手を取り居給ふ所長柄の侍女袖を覆ひるるてい

清正酒えん甲冑の前に朝鮮の婦人三弦ヒキひき舞るるてい其外さまざまの戲畫あり

右の錦繪 公聽に達し御咎ニ而繪屋は板行御取上ケ繪師哥磨入牢被仰付其上天正已來之武者繪紋所性名など顯しい義不相成趣御觸流シ有之猶亦大坂表ニ而出板之繪本太閤記も同様ニ絶板ニ相成初篇開板已來七篇迄御許容有之い處かゝる戲れたる紅摺繪にうつし本書迄絶板ニ及ぶ事憎き浮世繪師かなと諸人いひあへり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 公命ありて専ら兒童幼女に六諭衍義を讀しむ

魁版
六諭衍義大意
全

余莊年好勇扶弱拆剛費貨賤車名譽以亂行訛我雖稟
賦無荷擔爭惡之意其行不正是以人呼為惡者伊誰過
耶童後忘想顛倒一念來猶劍鏘損其劍蓋秋毫過成喬
木害也者此之謂乎過者那不改耶既迷於荊棘巷二十
餘年漸初知大道之易往聿登巔親月明逮于此時爵錄
頗足豈余之力乎祖父隱德章于爰哉茲年幸得見此書
愈仰君德之尊益惟鼻祖雙親之恩澤矣是以施此
書於四方俾編戶民知賢君之德行且曾欲為識人
倫之道一助也乃余之嚮過也猶前車覆此書也後車誠
而也

定往謹述

六諭衍義大意

孝順父母

凡世間にある人たつときとなくいやしきとなく父母の生る人やあるされば父母の我身のいきし本なれば本をバわするまじき事なりいはんや養育の恩山よりも高くうみよりもふかしいかゞしてわするべき今かうまんに本づかんとならバ父母の恩を能々思ふべし先十月のあいたくわいたいにありしより母をくるしむさてうまれ出てようちのほどちち、は、ともにちうやかんなんちんくをいはずつねにあらき風をいといひて抱そだてすこしもやまひ有てわづらひしければ神にいのり醫をもとめ我身もかへり度程に思ひたゞ子のそくさいにしてせいちやうするをまつよりほか何のねがひかあるその子や、おとなしくなればそのために師をゑらみけいをならへせよき人にもなれかしとおもひいへをもおさむるほどになれば縁をもとめ婦をむかへてさかゆく末をこひねがふ又世にたちまじへるを見てはあるひあしきともひかれあるひふりよのなんにもあはんかといまだ目にへぬことまでもたえず心くるしくおもふほどにすべて一しやうのいなな何事か子のためにせぬことやあるいづれの時か子をおもはぬときやあるこれらの厚おんたとひほうじつくさず共せめてかうくにして養ふべき事なり貧富貴賤はおのづから不同あれかならずしも父母衣食を結構にせよといふにもあらずたゞぶんけんさうおうに父母の炮煖なるやうにすべし父母としたけて後は大かたそばをはなれず出いりに手引うしろをか、へねおきニ夜はあづめ朝はかへりみすべし父母もしやまひあらばちうや

おびをとかず他事をすて、かんひやうし醫藥の事にのミ心をつくすべし扱第一に心得べきことはいかほど父母の身をかうようすともそのこゝろをやすんぜずして大なるふかうといふべし何事も父母のけうくんにかがハオ世法をおもんじよく身を守りいへをたもつべしその子のかくのごとくなるを見てハ父母の心中いかほどのあんどいかほどのよろこびとかまるこれを父母のこゝろをやしなふといふなりたゞつねにおもふべしをしむべきハ父母ぞんじやうの日なる事を今此ときに及んで孝ようをいたさずハち、は、死して後いかにゆるる共かへるべきやたとひ山海の珍物をそなへて手むけまつるともいけるときの蔬菜にハおとるべしいかなれば今の世の人父母の養を大せつる事におもはざるや最愛のさいしたりともさいしはうしなふても又得べし只一度うしなふてふた、び得べからざるものハち、は、なり人の子たるものこれをおもハゞいかでかうしんをおこさざるべき今の世や、かうふんありとミゆる人も大かたつまをとり子をもつ身となればがんぜんさいしいのあいひひかれておのづから朝夕のつとめさへおこたるをくやしとだにもおもはずそれによからぬさいしにあへばいつとなく父は、のあしき事をいふほどにそのことば耳に入心につとむればおのれも父母をうとむ心になりぬるこそいふもあさましき事なれよくおもひ見よ我十四五歳迄ハ妻といふ者なく子といふものもなし此時われをよういくせし人は何人ぞや我を介ほうせし人は何人ぞや然るに父母にかへてさいしをおもふことやあるべきからすの鳥さへ反哺とておやにく、め反すといふ事あり人としてふかうなるハ人たる本心たえはて、とりけものにもをとりたるといふべしふかくおそるべき事なり

我勸世人孝父母

乳哺三年未釋手

豈徒生我愛劬勞

欲報罔極空回首

父母之恩爾知否

每逢疾病更關心

終身爲我忙奔走

莫教風木涕沾襟

懷胎十月苦難言

教讀成人求配偶

子欲養時親不在

我勸世人孝父母

尊敬長上

いにしへ今に至る迄かくはかり大なるせいかくばかりおほき人民なれ共たゞ一ツのれいぎによりて定ると知べしいかなるかこれれいぎぞといへばまうく上下の差別をたてとしかさなる人と若き人と次第をみだらぬことなりなかつくまうくはおもき事なれ共主人にたいしてふれいなるハ世上にゆるさぬ事ゆへにすえくまでもまうくの間のおのづかられいぎをぞんずるぞかしされバ主人をそんきやうするハ人のミナ知事なれば今さらこにいふにおよバすこれによりて父母にかうくするにさしついで長上を尊きやうするを第二のおしへとす長上といふハ我よりとしたけ又はくらるたかくわが上にある人はいふなり先一家にていはゞ男女をいはすわが親本なる人はこれミ長上なり但し長上を尊きやうする道ハわがまたしき兄よりはじまるべしそのかミわれより先にうまれてついにハ父に代る人なれば父母についてうやまふべきハわが兄に

あらずやたとひ父死して別宅におるともつねに本家におもんずべし家ざいはいふんする事相違ありともまつたく兄のさいばんにまたがふべしこれらの出入によりて兄弟のまたしきを失ふべからずもし兄よからずして我に非道を加ふるともまおうをと、たる道をつくして兄をとがむべからず其外父かた母かたともに一ぞくの内としたかき人をバそれくに禮義をつくしてねんごろにすべし、かぶれいをいたすべからずいかなれば今の世の人親ぞくの恩うすくして長上をそんきやうすることをあらざるやあるひハさいしのことばにまよひあるひハたからのよくにひかれてや、もすれば不和になりはては兄弟ぞくたがるにあらそひにもおよべバ天せいこつにくのよしミもたちまちへんじてあだがたきのごとしいとあさましき事なり又他人にていはゞそのとしよはひわが父母に同いなる人をバ父母にじゆんじてうやまふべしわが兄とおなじとしころなる人をバ兄にじゆんじてうやまふべし孔子郷村におはしまして一ぞくの出あひにハ身を引さけてたゞつしミ玉ふとなり聖人さへかくのごとしいはんやつねていの人少しもおごりあなとりたるふるまひあるへからず座するときは下に座しゆくときハあとより行べしかりそめにも長上をさしこゆる事あるべからず長上のまへにてくちにまかせてそら言しけうにじやうじてたはむれ事するハはなハだ無禮なる事なりふかくこれをいましむべし又長上の中にて其おこなひ正しく人のかどみともなる人はいふにおよバす其外けいのう有て人の師しやうにもなる人をバ別してこれをうやまふべし又我よりくらる高き人はたとひ年わかにしてもさいちなしといふ共すでにわが上にたつ人なればこれ又長上なりつねにれいぎを存じてあなどる心あるべからずされバいにしへより高位なる人賢徳ある人老年なる人これを三ツの達尊とて天下におしわたつてうやまふべき

人とするなり後の世にいたりて時のいきほひにつきてくらゐたかき人をのミたつとんで老をうやまひ徳をうやまふ事をまらさずふかくなけくべき事なり

我勸世人敬長上

身先尊敬為榜樣

後船眼即照前船

簷前滴水毫不變

分定尊卑豈可踰

齒居先後勿宜亢

逆理犯上刻難容

徐行後長時當講

傲為凶德自招罪

溫良恭讓人盡仰

滿則招損謙則益

我勸世人敬長上

和睦郷里

凡都鄙をろんぜず同じさとむらにすまるる人は先祖以來つねにゆきかよひたかに久しくなしミぬれば其すじめもつともわするべからずたとへば他國にありてわかふるさとの人にあはゞいとなつかしく親そくの思をなすべしこれにておなし郷村の人はつねにそりやくにすべからざる事を知べしかなれば今の世の人一たんいかり又はわつかのよによりて日頃のよしミをわするゝにやもつともなげかしき事なりあるひハ田はたいへやしきのさかるをあらそひあるひハ金ぎんのかしかりをはたり雙方いかりをおこしついにハくじそしやうにもおよぶほどに一さとのさへぎともなるぞかし其始をたつぬるに我身にひゝきする心よりおこりてつねにをのれを是として人を非としおのれが利をのミまりて人のがいをかへりミすもとよりわが身のためをお

もふハ人ことに同じ心なりあかるに人としてなさをあらぬハ木石に同じ何事も人の上を思ひはかりて我身一ツをさきだつべからずたゞわれもひとよきやうにと心得べしあからばなどか和ほくせざらん但し大學にも家をいえずして教を國になすとあれバまづわが一家のむつまじきを本とすべし父母に孝行し長上にあたがふ道の前に論すれハ今又いふに及ばず次にハふうふのミちをおもしとすいにしへより妻を去とさらざるニ大法あり婦人いんらんなるか舅あうとめにつかへざるか又あつとふかくもの盗ミなどすれば法において去へし然れとも其つま親の家なくして歸すべき所なきか我と年ごろ父母の喪をともしするか又ハ前には貧せんにして後にハふうきなれば大なる不義の外は法において去べからず今の世を見るにあらひハ其妻に愛ぢやくしてつねニ悪行有をもあらさあるひハ其妻にさせる事なきに多年のなじミをわすれてよしなくなりべつするも有いつれも古の法にたがひて家のおさまらざるといふべし又在家の人に父死して父のつまをつまとするものあり人りんをみたり常法をやぶるといふべし其外近き親類の後家をつまとする事いづれもあるまじき事なり凡さと村にある人ハまづこれらの不義を相たがひに吟味すべし扱相まじはるの道をは、常によるこび 巾をのべやミわづらひを問は定りたる事といひながらもつとも禮義をつくし眞實のこゝろざしを致すべし水火とうそく不慮の難あらバたがいに合力して随分すくひ扶へし行跡のあしき人をバ幾度もねんごろにいさむべし賢徳ある人をバうやまひ學文有人をバ親シミ才けいある人をバほめあらわし無能なる人をバ教へミちひき争ニ及ものをバとりあつかひ愁にまづむ人をハ問なぐさめ孤兒寡婦老病かたわなる人はいたミあはれミ困きう無力の人をバにぎハしすくふべし志からバ一郷の人思ひあふて一家の志たしミに同じからんいかで和ほ

くせざる事やあるへき

我勸世人睦郷里

仁里原從和睦始

須知海内皆兄弟

安得鄰居分彼此

從來和氣能致祥

自古鄉情稱美水

東家有粟宜相賙

西家有勢勿輕使

偶逢患難必扶持

若遇告狀相勸止

同郷共井如至親

我勸世人睦郷里

教訓子孫

凡在家に子孫をおもしとす子孫人がらよけれバ家も興り人がらあしけれバ家もおとろふ是みな人の知事なれバ大家小家ともに誰か子孫のよきをねがはざるへき然に子孫生れながらにしてよきなれりかならず教訓によるべし其教訓の法は幼稚の時より第一に父兄につかへ尊く年たけたる者は敬ふべき道を知らしめ扱言語ハ偽なきやうにいましめ立居ハかならずあつかなるやうにいましめ事をつとむるにハおこたらぬやうにといましめ人にまじへるにハぶれいなきやうにいましめべしあさ夕出入にはつねに心をつけてみだりに他行をゆるすべからず飲食衣服をバ常におごりを制して自由に過分をなさしむべからずもちろん一切むやくのもてあそびものをすきこのて日を費す事有しむべからずいにしへより朱に近づけバ赤くすみに近づけバ黒しといへり假にも遊女博奕の場にあそびしむべからずけいはく浮氣の輩に交らしむべからず常に學文をさ

せて聖賢のミチを知しむへし然らバ其子のうまれつきによりて後日に徳をつミ名をあらはして世にも用ひらる、ほとにもなり又ハそれほどにはいたらずとも身をまもり家をたもつ事なとかなかるべき扱女子ハにうわを本として何事もおんびんに貞信なるやうにと教訓すべし然らハせいちやうの後人の家の婦になりても舅姑につかへ夫にあたがひ下部の女までもなつて家内を和らけと、のへ長くはんじやうのさひわひとも成ぬべし近代已來父祖たる者教訓の法をたらず其子孫をそだつるを見るにたゞ眼前の愛に溺て一切の飲ひ衣服ものいひふるまひまで小兒のきまゝにするをよしとす是によりて子孫たるもの幼少より一言のはなしをきかず一毛の好事を見ず其習ハし辟となれば放逸のミ好みて假にも禮義のたゞしき事をたらずたまゝ學文を勸といへとも人たる道を教んとせしめてたゞ是をもつて名利の媒とする故に其子孫たとひ學文といふ共道理において何をか自得すべき我身の行ひに於て何の益かあらんさるほどにあるひハ貨財をむさほりあるひハ酒色にふけり多く悪名を取身をたもちづれて父は、にもなんぎをかけるぞかし又女子も家にあるとき教くんの法なく氣まゝにそだつ故に已に人に嫁しても家を治る事かならずして追出さる、者も世にそのためし多し是かならずしも子孫のとがにもあらずそのかゝけうくんの法たがふがゆへなりまかれれば親のおひにもそむくにあらずや孔子も子を愛せバ苦勞をさせよとの玉へりもつともさもあるべき事なり

我勸世人訓子孫

子孫成敗關家門

良玉不琢不成器

若還驕養是病根

寢坐視聽胎有教

箕裘弓冶武當繩

黃金萬兩有盡時

詩書一卷可常存

養子不教父之過

愛而勿勞豈是恩

世閒不肖因姑息

我勸世人訓子孫

各安生理

天地の間に生るゝほどの人貴賤貧富を論ぜず人々我にあたりたる所作有是わが生涯に付て定りたる道理なる故に生理と名づく此生理にをち付て外を求ざるをおのゝ生理をやすんずるといふなり然るに人の品をわかちていへばまつさむらひたるものハ學文をし武けいをたしなミ義理を忘れず公役をつとむ是士の生理なり次に農人はかうさくをつとめておほやけの年貢をかゝらず職人は家けいをくハしくして所傳の習をうしなはずあきんどはばいゝをいとなミ非分の利をもとめずすべて此四ツの民ともにおのゝこゝろざしをたかぶらずしてわれにあたりたる志よくぶんをつとめバおのつから我に當りたる衣食有て一生あんおんにしてくらすべし其外定りたる産業なくして負擔日備などして世をわたるものありいやしき諺にも天より食物なき人は生ぜすといへば是等の人もおこたる閒なくかせぎだにせバわれにあたりたるきもの食物いかでかなかるへき又女人にも生理あり古ハ國主の後さへ手づから蠶いととりて衣服を作るといへりいはんやそれより以下の人いさゝかおこたるべからず凡在家の婦女は花れいをこのまゝ遊びたハむれを樂します常に機おりものぬひわざをつとめはやくおきおそく寢て辛苦をみづからすべし是女の生理なりたゞ嘆くべきハ世上の人おとこ

をんなともに幼少よりきまゝにそだつ故に年たけてのちもたるミおこたりてわれにあたりたる職分の事をバ心におかすたゞ目ぜんたのしみにむなく目をおくるものおほしなかんづく富貴の家にはうまるゝ人はかつてかんなんをへずつねにおほくの所從にかしつかれ美服身にまとひ厚味口にあくいつまでもかゝるまじとこそ思ふらめど一旦時うつりいきほひ去ぬれば過にしふうきハ一宵の夢となりぬ日ごろに飽あたゝかにくらし何の才けいもなく世事にさへうとけれバ漸々におちぶれて庶民に下るもむかしよりそのためしなきにあらハ又身もとろき人の遊びたのしみをこのむこそ一しほうたてけれあるひハ遊女にたはむれあるひハ博奕をこのミ酒にひたり色におほれちうや家きやうをすてゝうかれあそぶほどにはてハ家財もつきて朝夕のいとなみもすべきやうなけれバおもひの外に悪事をたくみいだしてさいなんにあふもあるぞかし又遊らくをこのむにハあらね共わが志よくふんの事を一とすじに守るこゝろなく他人の志あハせをうらやみて非分の事をのミねがふ人ありいろゝ思慮をめぐらすといへども畢竟取めたる心なけれバついに一事もなしあふせたる事なし是等ハ名利の心よりあきたることを知らぬ故なるべし元より貧富貴賤ハ天命定りてあれバいかでか人の力にてあらそふべきたゞわれにあたりたる志よく分をつとめ日々ハ好事を行ふべし今よりゆく先を思ふべからず萬町の田を持ても日に食するハ三度に過す千間の家にすても夜のねむりハ八尺にとどまるあれバつねにわれに事たるやうをちりて外をもとむる心あるべからず志からはなどか生理をやすんずる事なかるべき

我勸世人安生理

素位而行稱君子

榮枯得失命安排

士農工商業莫徒

妄想心高百無成

厭常喜新沒終始

藝多不精不養身

遊手好閑窮到底

皇天不負苦心人

須知安分能守己

更知徹幸斷難行

我勸世人安生理

母作非爲

天下にあらゆる事ともきへまりなしといへ共すべて是非の二ツに過べからず道理にたがふを是とし道理に背くを非とすされ非が事をするを非道といふ也今其品をあけていふに悪きやくがうどう人をころし火を付るやうなる事へ云におよばず遊女におほればく急きをたのしみすいきやうしけんくわをこのミわたくしをかまへたからをむさほるこれらへみな大なる非爲といふべし其起りへ一念のうへよりふとかくごをあやまりておほへず大あくにもいたるゆへに世に法を犯しつみにをちいる人もあり身をほろほし家をやぶる人もありそのときにいたりてさこそかうくわいすらめどもわれとなしたる事にてわれとうけたるわざへひなれば誰をかうらみたれをかとがめん然るに前車のくつがへるを見ても悪をかたんする心からかつて後車のいましめをまらす世のことへさにも萎くふむしはたてにて死し川たちへ川ではつるといへりあしき事をして畢竟あしからぬ事やあるべきたま〜さいへひにしてわざへひにのがると云とも何ぞたのむにたらん其外世にへ才智もありきりやうも有人おほし然れともあるひへじやちによりて事をたくみ人をあざむきあるひへけつつきに乗じて

禮をみだり法をやぶる其所行をかんがふるにおほくへ非道の事にあらざるへなし又うまれつきにうわなる人は平生おこたりて月日をおくるほとにたま〜日ころの非をされども多年あやまり來れバ今よりあらためくゆとも事のやうにたつましとてうちすてぬる人ありおほいなるひが事と云べし我人聖賢にあらねたればあやまりなからんた〜一念ほつきしておのが非をあらたむればけふよりしてよき人となるたとへば〜ちにふまよふ人の一たびあしをてんじて引かへせバ本道にいつるがごとし又世に人りの〜ちへおろそかにしてた〜神をまんじて生前のさいへひをいのるもあり又はほとけをしんじて死後のたのしみをねがふもありいまこれらの人のためにいは〜神へ善にさいへひし惡にわさへひすといへり其心まことあらバ祈らすとてまもるべし其おこなひよからずしていのるともなへの急きあるべき又佛法もおひをときとんよくをいましむるにあらずやされバ儒道にかぎらず神たうぶつほうといふともとかくわが身の非をやめずして其おしへにかなふといふ事あるべからず但しそれに付ても身の上の非はやめやすく〜ろの上の非はやめがたしと見へたりたとひ外に仁義をにせておこなふとも隱徳のこゝろを存ぜバ人をあざむき得るとも天をバあざむき得がたし王法のつ〜ひのがる〜とも神明のせめへのがるべからずされば人けんのさ〜やきごとは天のき〜にへいかづちのごとし世上の〜つじへ神の目へいながりの如しといへりいかなぞおそれつ〜しまざるへき

我勸世人莫非爲

非爲由來是禍基

只因一點念頭錯

詭料終身自喫虧

姦淫賊盜方纔起

徒流絞斬即相隨

拋屍露骨身難保

帶鎖披枷悔是遲

縱然逃得官刑過

神明報應不差池

及蚤回心猶可救

我勸世人莫非爲

總詩

聖人之道六言足

天下太平此一書

果能實々通行去

便是唐虞三代初

六論行義跋

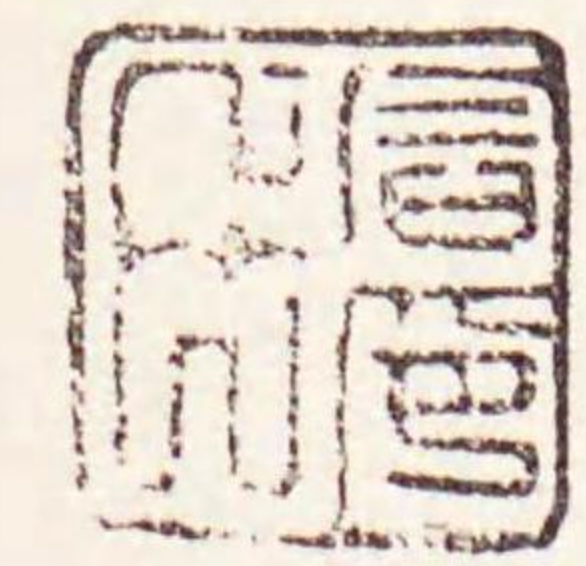
世之能字問知義理者姑舍無論已其餘農圃陶冶販鬻之徒比屋樹畜蠶炊于
 閭左鄉曲何知億萬若無教道之以率之徒知競雖刀車懷飽而已使之暇勤共
 亦已難矣况乎物我町畦骨肉相軋豈可遽以孝悌敦睦之行真之若教以詩書
 言察以聖詰之訓彼將獲乎不聞喪如克且曷若以淺近易入之言誘之使其訓
 彼而至於善為愈孔子曰民可使由之不可使知之周禮有讀法之會後賢有鄉
 閭之約所以扶翼黨序維持風教亦不過使民由之爾自學校之政不脩而後獨
 以臨令教天下世主憂其化之擁闕於下也法驅刑威糾條繁與密網深文以當
 民聽刑者之未聞有軫念賈賈財託意渙于淳々諭民於道者及明興迺始憐々諭
 告之詔常與刑律並布天下觀夫清帝六諭亦規勝國而做為之豈以夷夏於夏
 者配至於會稽范鏞就以民俗之語為之行義可謂善於教諭者其於奉上下
 而六諭之書為政議所取於是 竹音在書授臣直清撮其大意譯以國語

付有司雕印以行於四方代通鐸之令惟冀為守令者祇承 德意以念郡縣
 為下民者朝夕羨備以訓子孫更相倡隨陶鎔成化遂將階錫洛之治致刑措之
 隆焉豈小補云哉
 享保七年歲次壬寅春二月二十五日臣室直清奉 教撰

向は其のむすぶ中にもいふ所ありけりしかどもかゝる
 おわやあはれんぬらけし海も幸は巨海も幸はぬぬりと體は後と
 らむはあはれぬらけし海も幸は巨海も幸はぬぬりと體は後と
 ぬぬいさうけまぬぬらけし海も幸は巨海も幸はぬぬりと體は後と
 いさうけまぬぬらけし海も幸は巨海も幸はぬぬりと體は後と
 かゝるもあはれぬらけし海も幸は巨海も幸はぬぬりと體は後と

文化甲子のうゝ
 うゝめてふきぬり

周南齋



一 三月 内平野町神明宮正遷宮氏地所々造り物の次第

石	橋	家具せともの	内平の町	備後三郎	銅道具一式	船こし丁
住吉	踊	てうちん一式	船こし丁	相の山	人形二所	同
庭	鳥	くしやうし	内平の丁	大	鷺	かさ紙大澤丁
二見の浦	かきがら	平野つめ	西つめ	竹	馬	つるへ同なわ平の丁
からくり的	火入るい	同東つめ		花見人形	合	羽同御祓すし
名	鳥	内あわち町		天ノ盤戸	合	羽同御祓すし
猪ト天狗	とうきび	船越丁		奴い	か	内あわち町
神樂ノ鈴	細一式	平の丁西詰		藤の棚	あゞめ貝	大澤丁
天狗拔參	北かはや丁			宇治はし	松屋町	
四斗樽ノ鳥居	平の橋東つめ			天狗ノ鼻	北かわや丁	
燈籠	どうつ	北かわや丁		二見浦	合羽ニもめん	南かわや丁
富士山	千ずいき	釣鐘丁		鶴ノ巢籠	ぞうりわらち	つりかね丁
殿中おどり	徳利酒ふる	船越丁		角力場	さとうびつ	平野町西つめ
鳥居	なわ	北かわや丁		とうろう	さとうびつ	近江丁濱

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 七月 北の新地燈籠

祇園ノ火ともし	壹丁目はり源	竹の晝衝立	二丁目わた富
東	坡	二丁目茶屋中	須磨ノ行平
宇治十帖橋姫	同 河 佐	鯉の瀧のほり	同 三 丸 彌
すいけん	同 たいや	大 佛 柱	同 伊 丹 八 十
			三丁目にちり中

一 奴小萬之傳

攝州西成郡難波村に三好氏正慶といふ婦女あり産ハ大坂島の内うなぎ谷にて木津屋五兵衛といふ藥種商人の女也幼年の頃より平常の行狀男子に勝りし俠氣ありけるゆへ雪女といへる名は呼はずして奴の小萬と綽號せり破瓜の頃如月彼岸の日天王寺へ詣んとて下女一人召つれて西寺町を下寺町南へたどり口繩坂の邊へさしかりしとき巾着切二人これを見て少女とあなどり頭の鏝りのさしものを抜とらんとせしに雪女すこしも動せずかの兩人を左右へ投のけさあらぬ體にて荒陵の方へあゆみ行彼岸詣の諸人このふるまひを見て恐怖なしとりくりに其噂をなしけるより誰いふとなく世俗奴の小萬と呼びなしぬ厥後寛延元年の春道頓堀豐竹座のあやつりに奴の小萬の事を取組み容競出入湊といふ戯文大當りをなせしより其名いよ、高く成り今に此狂言はあやつりはいふに及はず歌舞妓芝居にても相勤めて世人よく知れりこの婦女平常にいふ我家系は足利家の長臣三好修理大夫長慶の子孫なりと慢じ法號を正慶と附しと見えたり生涯の奇話多くあれどその一二をこゝに著す 寛延元年中の芝居市川座盆かはり女尺八出入湊黒船忠右衛門當世參戯文の出入湊をかふきにて興行す……原本

此ノ所以上ノ書入レアリ……

豐臣關白秀次公三百年正當のとき難波村瑞龍禪寺にてその遠忌を訪へんと管弦（總）法事を營む

この婦女若かりし頃より慢氣はなだしく我終身をまかせ良人と頼まんもの由井正雪の再來せし嫁せんとのゝまり平日着用の小袖は黒羽二重に菊水の紋を付たりとあかるに宿世の縁にや其頃風流に名高かりし柳里恭和州郡山家士 初代の風吉三郎 人志れずかたらひて妊身せし事もありけるにや柳澤權左衛門也 か妾となりまた俳優家嵐里環にといふ立役也

寶曆中の洒落本にもそのことを著せり

聖遊廓二編列仙傳 先賢卜子藁著 寶曆癸未冬日

長兵衛おなじみの伊津や雪でござります別而お断り申まするは雪義當年仕廻芝居にかとり姫の役を勤めまして怪我をいたし面體に疵つきましたゆへ膏藥をはります見ざるしうござるゆへおことわり申上まつる

雪 顔見せの御禮をすいと申上ますほんに前年おなご立の狂言を仕りまして町中様御ひいきの評判高く夫より段々さまゝの狂言御ひいきつよくわたくしがやうなものを極上々吉じや吉じや吉じやと御評判をなし下され其節は柳里様といふお客から竹の晝のほりなと下されしも皆御ひいきゆへいよゝおなごだての狂言のえんを引てなにはで顔を立通ふしますやうにさういと頼上ます 木津屋を伊津やと轉ス……原本此ノ所以上ノ書入アリ……

この文中に柳里より竹の晝の幟を送りしとは里環の胤をやどして男子を設けし端午の初節句の事を書入たる也

厥後雪は正慶尼と呼びて難波村に住せしが或とき程近き瑞龍禪寺に法會ありて老若男女の參詣羣集せしに折節俄雨まきりに降りて本堂のかけ門の邊り民家の軒にたゝみて晴間を待ほどに難義するもの夥し正慶尼ももこゝに詣で、この有さまを見るよりやがて下男に申つけ程遠からぬ長町より數百本の傘を取寄せ知るまらぬのわかちなく無縁の參詣にからかさにあたへける此一事にても生涯の活氣を知るべし
前にもいへるごとく勇氣烈しき生質なるゆへ年老ても岩疊なり原來異様なる事を好む癖ありて平常他行するには櫛の棒を杖とはすれどこれを力と頼むにもあらずまた夜中にはがんどうちやうちんを照すなど見る人奇とす

老後病に臥あらかしめ死を悟りて草庵に貯たる家財調度の類ひを残らず同村月江禪院へ送りて快しとす
此婦つねに禪宗を信ぜしと見えてかくのごとく家財一品ものこらず月江禪院へ送りしを且那寺
木津村願泉寺の住職此よしを聞て彼是故障をいひつれ共いさゝかも心頭にかけざる大丈夫なり
この婦女和哥狂歌はいかいの發句を好み手跡もまた拙からず書捨のもの世に多し文化元子年の春難波村北の口苧屋幸介といふ藥湯家の座敷にて新年を迎ふ

一 正月 難波村正慶死 純號 奴ノ小萬

此年亥極月思よし有て難波苧谷何かしの許住る所より方能往新年迎へんとす然るに廿七八日より病伏廿九日は大に惱亭主繁女かいほうをこそかならねとくるしさたへかたし暮に及て夜更て丑滿の比にや繁女そうにを祝給へとさまゝ祝義すゝめ給と難喰時いかにと問寅の後と有され共惱事甚成は頓て身まかりもやすらん此家の思わく氣のとくなら無是非觀念せる内鳥の音鐘ひゝくなど聞るに早としも

たち行さま成ともかく有身なれ

鳥鐘の聲もをしまぬ年の丈

明近きに冷寒共に募るくるしさを凌そのまゝに寐入もやせし歎いか、夢成るへし廣野に至つて晴々と見渡す今迄の苦さもなくあれは扱は死けるぞと嬉しく従は何方往へしと思ふ内幼少なるわらんへ共聲さまゝと聞ゆるに是以何と頭上見るに東の窓より太陽赫々と指入給ふにてまた死ぬと心付本意なさいはんかたなし

未來歎と思や難波の初日影

既に齡は七十の六も重ねし老か身の又存命ものうきた、命終をのミ奉念につたなき運命宿業あしく罪淺からぬそかなし娑婆の因縁難盡最悲しかるや

うしや世に又存命て何歎せん已か身ながら我に耻かし

子正月

行年七十六

三好氏老婆正慶慎白

私云寛延の初め戯文出入湊より奴の小萬の名高く聞ゆれど其已前元文四未年芳澤あやめ座盆かへり

被の小萬

戀重荷昔白浪

奴の小萬

といふ歌舞妓狂言あるよし外題帳に記せ共その狂言本をいまだ見されハ雪女の事實にや別人にやあらず都

て芝居狂言の役名に小萬と呼なすものいつれも勇烈也戀女房染分手綱に關ノ小萬源平布引瀧に小萬といへる者ありまた實説にしては慶長中豊臣家の時大坂の城中にとらへれありし奥方姫君あり其夫都の清水にありと聞出し小萬女といへるはした女かひくしくも城中の水門より拔出しまいらせ途にて野武士を切伏せし事とも續近世崎人傳に見えたり

文化二乙丑

一 五月六日 金銀貸付御觸書

都而金銀貸い節借受い者共へ印形へ入念引合之上證文印形可取置事ニい處借受い連印之内或は口入等之者ニ任せ置取引致シ追而相滯出訴及出入い節印形相違致い趣申立糺ニ及い義問々有之是等は貸主至而不念之取計ひより事發い義ニ有之い處却而最初より印形不束之義乍辨證文取置連判之内不差略ニ落入右體之不束相顯い時は咎受い者出來致いニ付夫迄ニ不至是非共取喫出入相濟い事と見込取計い族有之哉ニ相聞其外大盡金と唱へ身取宜敷者之同居忤杯放埒ニ而金銀自儘難成者へ高歩ニ而貸付其外口入世話料之由を申借り入い銀高之内相對とは乍申過分ニ引落しいへ共多少ニ不拘當座ニ手廻りいを勝手と心得借り入貸付い者は滯いハ、其親元を自當ニ致い故 公義を恐レ且は外聞を厭ひ出訴不及出相濟い義存量り右體高歩ニ相當りい不實之銀子貸付い者も有之趣相聞不埒之至ニ付以來左様之類出入及い共奉行所にてハ濟方之沙汰ニ不及夫共格別如何之筋有之於てハ吟味之上急度咎可申付い條兼而其趣相心得不埒之取計無之様可致い

丑五月六日

- 一 二月 御制札場へ唐物拔荷之儀御制禁之札出ル
- 一 伊丹之人家ニ古錢數多堀出ス
- 一 四月 若女形 澤村國太郎一世一代 角之芝居ニテ 壽 關寺小町
- 一 五月廿八日 三代目藤川八藏死 行年廿八歳
- 一 八月二日 松の江太夫死

この妓山崎の貸座敷ニ而伏見町加賀屋彌三郎といへる者と俱ニ大川へ捨身せしかど彌三郎は即時に水死近鄰のもの見付て松の江を扶く夫より病ふニ惱ミ死ス下寺町淨國寺本堂のうしろニ墓あり

輝月芳眠信女

にし扇屋内 俗名 志ん

十九歳

千世經へき松の江にしさへつたなく
 なやみの病に思ひつゝけ侍る

たゝたのむ佛の御名そ月にめて花にくらせし夢のなこりに
 うせ物かたり

むかし男ありけり西のかたにすめる女を月日へてよひひわたりける此男いとたはれたるかたにて親のいさめをもきかすなん有つゝ猶思ふやうにもあらざりし五月雨いたくふりていとくらき夜川邊に忍び出てつる



